
令和3年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和3年6月14日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和3年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉 哲男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	10番 坂本 弘明議員
11番 工藤 博志議員	12番 富高健一郎議員
13番 富高 友子議員	14番 佐藤 定信議員

欠席議員(1名)

9番 佐藤 久生議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 佐藤 英次
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 山下 正弘	福祉保険課長 …………… 有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 飯干 美恵 病院事務長 …………… 須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長 …………… 興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 江藤 良一
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。開会前にお知らせします。佐藤久生議員が病気療養のため、欠席されています。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（工藤 博志議員） これより本日の会議を開きます。

本日は議会報編集委員によるビデオ撮影の実証実験を許可しております。御了承願います。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、一般質問を行います。

質疑をされる方は、最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質疑願います。

議員、執行部、双方に申し上げます。質問、答弁につきましては、マイクに近づいて発言されるようお願いいたします。

最初に、磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） マスクは取ってもよろしいでしょうか。

○議長（工藤 博志議員） はい。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） おはようございます。議席番号3番、磯貝議員です。1期目最後の質問となりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問の件名につきましては、役場通りの環境整備についてであります。

要旨、県道北方高千穂線の高千穂町役場通り、通称駅通り線の歩道にクスノキが植えられて数

十年が経過し、木は大きく育ち、緑が生い茂り、ときには熱い日差しを遮り、涼しさを感じさせています。

その一方で、近隣住民や車の運転手、買物等で利用する歩行者から環境改善の声も多くあります。近隣住民からは、毎日のように落ち葉を拾い、多いときにはゴミ袋を月に30袋ほど使うときもあると聞きました。

ほかにも水道管の破損や暴風雨等による枝の飛散があり、倒木や電線への影響などが大変心配であるという意見もありました。

車を運転する運転手からは、大木が邪魔で視界が制限される、木陰から道路への飛び出しにひやりとしたなどの意見があり、過去にも死亡事故があったことを聞かされました。

歩行者からは、根が歩道を持ち上げ、通行の妨げとなっている。また、ブロックが隆起しており、つまずき転倒し、病院で治療を受けたという方もおりました。

過去にも検討すべき事項として話はあったようですが、何の対策もされていないのが現状です。県道であり県の仕事であるのは分かりますが、町として町民の生命財産や安心、安全な生活環境を守るためにも、早急に県と協議し、改善するべきではないでしょうか。

以上を踏まえて、町長にお伺いいたします。

町長が現在、現状をどのように思われているのか、今後どうする御予定なのか。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、磯貝助夫議員の役場通りの環境整備についての御質問にお答えをいたします。

役場前の通り、高千穂都市計画道路の通称名で高千穂駅通り線、県道名で県道北方高千穂線のクス並木は、道路拡幅時に県庁通りのクス並木をイメージして植栽されたものと聞いております。

磯貝議員の言われるとおり、今ではクスノキも大きくなり、植栽当初に抱かれたイメージのように、県庁前と同じように涼しげな空間と観光地としての景観を演出するものとなってきたのではないかと考えております。これも日頃から落ち葉の清掃など景観づくりに御協力をいただいている地域の方々のおかげであると考えており、感謝を申し上げる次第であります。

一方で、御指摘にありましたように、落ち葉が多い時期には大変御苦勞をかけておりますし、木が大きくなるほど車両の視界を遮るなど、交通安全面でも看過できない状況も発生してきたところでもあります。

これまで木の成長に伴い歩道の凹凸で歩きにくかったり運転中の視界に影響がある場合は、管理者である宮崎県西臼杵支庁土木課と協議をし、景観維持と通行の利便性、安全性のバランスに配慮しながら歩道の修繕、枝の剪定等を実施していただいた経緯があります。また、台風直後の

落ち葉や枝の片づけにも速やかに対応をいただいていたところでもあります。

今後も道路機能や生活環境に支障があれば、随時、西臼杵支庁土木課に協議し、これまでどおり景観と利便性、安全性に配慮した対策を取っていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（工藤 博志議員） 磯貝助夫議員。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） それでは、まず皆様のお手元に配付をしております一枚ものの裏表印刷しております資料のほうの説明をさせていただきます。

これにつきましては、この駅通り線の樹木の状況であります。この距離につきましては538メートル、一番上の木から一番下の木までの距離が538メートル、これを役場側の通りからすると10メートルに1本ということですが、Aコープ等の入り口等の分が開きます。多分、六、七メートルに1本というようになるところになろうかと思えます。

あと、道路線上の丸印で青い印については歩道がまだ隆起していない状況、黄色い丸については5センチから10センチ程度隆起している、赤い丸についてはもう10センチ以上、歩道が隆起しているというのを表しております。

あと、括弧に入っている数字については木の直径であります。木の直径がこれだけの幅あります。見て分かる通り25センチから1メートルという幅があります。これは同じ時期に植えてこれだけの差ができています。小さい木は根元が火山灰であるために成長が遅い、大きいところは昔田んぼや畑ということで人が手を加えて土が肥えている地域、これだけの差が出てきているというところが見て分かります。

あと、右のほうに写真を載せておりますけども、これはその場その場のカメラで撮った写真であります。

ちなみにJA側が42本、役場側が48本、計90本というところでもあります。

裏を御覧ください。

それぞれ町民の声を聞いてまいりました。地域住民、この通りの住民及び企業、あるいは商売をやっている方々からの意見、あと、ここを利用しているドライバーの方々の意見、あとここで買物等をして通行する歩行者の意見というところを載せております。ほとんどがちょっと改善したほうがいいんじゃないかという御意見です。中には、一番下に現状を望む声というのもあります。これを見ていただきたいと思います。

あと説明をしますと、先ほど町長が言われたように、このクスノキ並木については、宮崎市のクスノキ並木通りをイメージして造られたものです。ちなみにクスノキ並木通りは、今樹齢100年ほどの木が植えられていてきれいに整備され、ときにはイベント等にも利用されている

というところで、市民からは親しまれているということを知っております。

死亡事故につきましては、JA職員が本人の定年退職を祝ってもらうその会に出席しようと道路を横断しているときに事故に遭って死亡されたというところを知っております。そういうところがあります。

では、クスノキというのがどういうものなのか。クスノキというのは大体薬の木といわれまして、防虫効果等があって、タンスあるいは家具に使われることが多い木であります。

では、どのぐらいの樹齢が、寿命があるのか。一番樹齢が長いのが佐賀県の武雄にある3000年の樹齢を持つクスノキがある。あと大分市にも同じく3000年。

では、大きさが一番大きいのはどこだろうか。鹿児島県の始良郡で1500年の木で直径が7メートル70センチ、中には静岡県で、わずか300年で直径が7メートル32センチ、3000年の木よりも300年の木が大きくなっているというような状況があります。これだけ環境によって木の成長が変わってくるという木がこのクスノキであります。

以上のことを踏まえまして、町長のほうにもこれから質問させていただきます。

まず、町長にお尋ねします。

駅前通り線の現状をまず町長はどのようにお考えでしょうか。また、町長の元に町民から本通りに関する意見・要望等はありませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えをいたします。

駅前通りにつきましては、当初の目的にありましたとおり、涼やかな景観をつくっているということと観光地らしいきれいな通りを形成している元として、あのクス並木があるというふうに思っております。

観光客の皆様方からも歩いていて涼しいということと、あと壁面にも草といいますか、そういった植物であったりコケが繁茂している、地べたについてはもしありましたら滑りやすく危険ですけれども、土手といいますか斜面については、それもあわせていい景観をつくり出しているというふうに思っております。

また、絵に描きたいとか、あるいは写真に撮りたいというようなことで、そういった取組の素材としてあそこの通りを使っている皆さんもおりますので、観光地としての景観を形づくっているということについては、いい雰囲気をつくり出すためには必要なものかなというふうに思っているところです。

御質問にありましたとおり、過去に交通事故もありましたし、出にくいと、とにかく車が来ているのが分かりづらいというお声もお聞きをしているのが実情です。でありますので、さらに道路のそのスピードを緩めるための対策であったり、あるいは車が来ているのが見やすい対策とい

うのが必要な時期に来ているのかなというふうに思っています。

また、西臼杵支庁においても、これまで根が張って隆起しているようなところについては、根を削って土を削って修正をするなどの作業もしていただいておりますし、また枝についても伐採もしていただいているところも直接見ておりますので、必要な対策については、これまでしていただいているのかなと思っております。また改善が必要な時期には来ているのかなと思っております。

あと1点につきましては、町民からの意見ということですね。

特に先ほどのような意見、私が述べたような話は聞いておりますけれども、特段すぐに伐採してくれといった強いお声については聞いていないところです。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 磯貝助夫議員。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） 私も伐採というところはまだ、町民の意見からはそういう意見もありましたけれども、それを言い切るところではまだないかなというふうに思います。

次に、町民生活課長にお尋ねします。

町長と同じく町民生活課のほうに町民からの問合せとかは今までなかったでしょうか。

○議長（工藤 博志議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（甲斐 利一課長） 磯貝助夫議員のご質問にお答えします。

町民生活課のほうに道路の苦情とかというのは直接はあっておりませんが、ごみ袋の件につきましては、昨年、女性の方がボランティアでごみ拾い、清掃を行いたいということで、ごみ袋のほうを何とかいただけないかということで来庁されました。町民生活課のほうでは、西臼杵広域行政事務組合のごみ袋を町内の小売店等へ販売をしておりますということで、無料で差し上げるということはちょっとできませんということでお伝えをして、理解をいただいたところでした。

そのときに、どこをボランティアで清掃されるんですかということを知ったところ、今回の役場の前の通り、そのときはAコープの上のほうから駅のほうの歩道とかをしたいということをおっしゃいましたので、そのときに道路管理者である西臼杵支庁土木課のほうが一応担当課でありますということで、そちらのほうに聞いて、それでごみ袋のほうを一度聞いてくださいという助言をして対応をしたところでした。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 磯貝助夫議員。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） 今町民生活課長が言われたようにごみ袋の件ですけども、これは課に言われた方と同一人物かどうか分かりませんが、先ほど言いましたように月に30袋使

ったとか、中には細かく2か月で46袋使ったと、それを公民館長のほうに言ったら公民館長が支庁のほうに言ったと、だから個人にはあげられませんと、で結局もらえなかったと。では私たちは何のためにゴミ袋を買ってここの掃除をしているのというような意見もありました。

だから特例でも何かこの通りをきれいにするために整備している方がいらっしゃる、そういうところに何らかの手だてをしてあげないと、1年間のごみ袋代だけでもかなりの金額になるうかと思えます。ましてやその労力、あるいは時間、そういうところを割いてやっているわけですから、そこを少し考えていただきたい。

まず答弁書の中に、「地域の方々には景観づくりに協力をしていただき感謝しています」という答弁がございます。住民に聞いた限り、住民の方々には町に協力しているという認識はないようです。自宅前、あるいはお店の入り口が汚いからきれいにして、来客者、あるいはお客さんのために、あるいは自分たちの家の前の環境をきれいにするためにやっているわけです。役場の職員、あるいは支庁の職員がここを掃除するのと、この住民、あるいはお店をやっている方が掃除するのは違うんです。支庁、役場の職員がするのは義務だと思っております。町民の安心、安全を守るための清掃であれば義務、町民がやっているのは先ほど言われたようにボランティア、奉仕の気持ちでやっています。そこをはき違えてもらったらちょっと困るなというふうに私は感じます。

過去に水道管の破裂による断水、店舗の床下浸水、強風による枝の飛散によるガラスの破損、歩道ブロック隆起による転倒、交通事故と多くの問題が出ております。これまでの状況を見れば、今後も起こり得る可能性は大きく、身に起こる災害として町民はとても不安に感じているんです。そういうところを考えていただきたいというふうに思います。

町長にお尋ねします。

時間と労力とそしてごみ袋代を負担をされている町民の状況をどうお考えでしょうか。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本当に通りの両脇に住んでいらっしゃる方、また店舗を構えていらっしゃる方が多く、そのように落ち葉の清掃等に取り組んでいただいているということで、非常に感謝しています。

ごみ袋等の対応については、また西臼杵支庁との協議の中で対応できる部分もあるかというふうに思いますので、労力というところについてはなかなか厳しいのかなというふうに思うんですけれども、何らかの対応について、また西臼杵支庁と検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 磯貝助夫議員。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） ここの管理が支庁、あるいは県ということで、支庁との協議とこのをより一層深めていただきたいというふうに思います。

今まで町民の目線からでの意見を述べさせていただきましたけれども、今度は専門家、造園業者が思うこの通りの意見を聞いてまいりました。

造園業者の方が言うには、木にも命があり役目がある。ただ単に枝を切り、根を切ることは木に対して失礼なことだ。ましてや人がここに植えて人がまたそれを切っていく、また、先ほど言ったように樹齢3000年、何千年と生きる木であれば、まだこの50年は子供、赤ちゃんだということなのです。仕事で木を切るときにも、命を絶つことへの申し訳なき、そして遺憾の意と、これまで木陰をつくってくれたり涼しさを与えてくれたことへの感謝に手を合わせて、それから工事に入るといふことを言われました。

その中で意見として、専門的な知識を持った人が正しい管理をしていくことが人と自然の共存ができるのではないかと。また、ここ神話の高千穂は自然の中に神が宿ると信じられ、木にも神が宿るといわれる、町民にその意識を持ってもらうように町がもっと働きかける必要があるのではないかといふことを言われたのがとても印象に残っております。

木の命というのも大切にしなければならない、ただ、町民の生活も大切であるといふところで、なかなか答えが出しづらい部分はあるかと思っておりますけれども、これから検討していただかなければならないといふふうに思っております。

町長に質問いたします。

結論から言います。県、町で今まで協議をしてこられたということでもありますけれども、これから町民等も交えたところで検討委員会を立ち上げてみてはいかがでしょうか。

本通りは県道であり、管理者は西臼杵土木課であります。町長が言われるように、これまで支庁と協議し、景観維持、利用者のことを考慮した修繕、改善に努めてこられた経緯もあるようです。今後は県、町だけでなく、県、町、住民、造園業や建築業など専門家・関係者を含めて、駅通り線の今後について協議し、町民にも納得して協力していただける状況をつくっていくことが必要かと私は思います。検討委員会の設立を県のほうに働きかけていくのはいかがでしょうか。

町長、お願いします。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

私も個人的には西臼杵支庁を含めた形で検討委員会というのを立ち上げるといふのも一つの手ではないかといふふうに御質問をいただいて思ったところでもあります。町民の皆様も含めて、この駅通り線の視界、あるいは交通安全の面、いろいろ検討していく必要はあるかと思っております。

過去にも検討した経緯がありますけれども、そのときにはやはり木に対する畏敬の念といひますか、そういったものも含めてだと思っておりますし、またすばらしい景観をつくっているんだと、この景観をつくるのに相当な年数がかかっているんだといふようなことを含めて、強く伐採等につ

いては反対だという御意見もあったというふうに伺っております。

そういったことと磯貝議員の御質問の中にあつたように、今後、木がどこまで大きくなるんだというようなことも含めて検討する必要はあるのかなど、広く意見を伺うという場を持つのも一つかと思ひます。

三田井地区のまちづくり検討委員会という中でお話を聞くということもあつてもいいと思ひますし、またおっしゃつたように、そのメンバーではない、もっと専門的な知識を持った人たちに集まつていただくということも必要なことかというふうに思ひますので、また西臼杵支庁に対しましてそのような御意見があつたということはしっかりとお伝えをして、今後どうしていくかということは決めていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 磯貝助夫議員。

○議員（3番 磯貝 助夫議員） 私としては、もう検討委員会で町民も交えてやっぱり考えていかなければ、町民の不満というのは、もうこの木が大きくなればなるほど、路面が、歩道が隆起すればするほどいろんな苦情等も多くなつてくるし、それこそ視界の悪さによる事故等が発生してから、死亡事故が発生してから信号機がついたというふうな、命を落としてから改善するのではなくて、事前にそういうのを予防していくと、命を守るというのはそういうことではないかと思ひます。

ぜひとも検討委員会、あるいはその前に、あるいはその前後に町民への例えば意見交換会とか、そういうところで町民を交えて考えていくやり方をこれからやっていただきたいと思ひます。それも少しでも早い時期にそういうので動いて、町民の方に理解を得てもらいたいというふうに感じます。

もう最後になりますけれども、自然の中に神が宿り、木・火・土・金・水、陰陽五行の運行により四季が生まれ、人が豊かに過ごす、町長も神楽を舞われますのでほしやどんであり、自然を愛する気持ちは人一倍あろうかと思ひます。自然を守り、町民の安心、安全な生活を守り、町民が心豊かに過ごせる駅通りづくりに御尽力をいただけますようお願いし、また、検討委員会を設立していただきますようお願いをし、私の質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（工藤 博志議員） ここで換気を兼ねて10時40分まで休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時39分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き会議を開きます。

続いて、本願和茂議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（6番 本願 和茂議員） それでは、一般質問に入りたいと思います。

件名は、コロナ対策・対応の効果検証と今後の計画についてであります。

コロナと共に生活する環境が1年以上たちました。我々はこれまで経験したことのない環境に少しずつ適応し、対応力を身につけてきましたが、変異ウイルスの猛威によって、また振出しに戻された感覚になっています。

国・県の支援策と町独自の支援策で、町民が以前のように明るく楽しく生きがいを持って暮らせるようになりつつあるか周囲を見渡し、聞こえてくる声に耳を傾けていますが、まだまだよい結果には程遠いのが現状のようであります。

町民の生命を最優先し、安心、安全な暮らしを送るためには制限や自粛は仕方ありませんが、これまでの経験を活かしながら、生きがいと張り合いのある生活環境を取り戻していく必要があります。

これまでの支援策や対策の効果検証を踏まえて、今後のコロナ感染症対策と計画について町長と教育長に伺います。

1点目が、昨年、台風から避難をする際、密回避の観点から宿泊施設へ避難する町民がいたと聞いています。今年も避難所の感染拡大防止対策を徹底するとともに、宿泊施設事業者と協定を交わし、避難所として支援をしていただく体制も必要ではないでしょうか。

2点目に、消防操法大会が2年連続開催中止となりましたが、団員の防災意識低下と消防団離れが懸念されます。団員減少に歯止めをかける策をこれを機会に検討すべきではないでしょうか。

3点目に、小中学校のマスク着用規定についてはどのように決められているのか。また、どの程度着用について自由が認められているのか伺います。

4点目に、コロナ感染防止のためサロン・サテライトの不開催、公共施設利用制限により運動や趣味の集い減少など、高齢者が生きがいや健康生活を見出しにくい環境へと変化してしまいました。ワクチン接種完了後は、これまでの経験知から制限や自粛を緩和できる事例が多々あると思います。コロナ禍における公共施設等の使用可能基準の明確化、見直しについての考えを伺います。

○議長（工藤 博志議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、本願和茂議員のコロナ対策・対応の効果検証と今後の計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、宿泊施設事業者と協定を交わし、避難所として支援いただく体制が必要ではないかとの御質問ですが、昨年の台風において避難所を開設した際、6か所中2か所、岩戸小学校体育館、

上野出張所が密状態になるおそれがあったため、高千穂町地域防災計画に定めた収容人数の2分の1に達する前に、新たに避難所各1か所、岩戸体育館、上野体育館を開設しており、密状態の回避を含め、感染防止対策を実施しているところであります。

また、支援に関する協定については、県と旅館生活衛生同業組合が令和3年6月2日に締結しており、災害時に市町村において指定避難所が不足し、かつ新たな避難所確保が困難な場合に、避難所確保の支援をすることとなっております。

次に、消防操法大会が2年連続で新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったことに伴い、団員の士気が下がるのではないかと御質問ですが、消防団員確保は喫緊の課題であり、団員減少に歯止めをかける策を立てるべき時期であることは御指摘のとおりであります。

一方で、大会の中止が団員の防災意識低下と消防団離れの理由としては言い難い面もあるかと考えております。

町としましては、有事の際に適切な活動ができる最低限の訓練、車両、ポンプ、器具等の点検について徹底していただき、実際の消化活動等に支障が生じないようお願いをしているところでございます。

操法大会に向けた訓練の取り組み方や団員やその家庭・職場への負担など、大会の意義等について毎年のように町民から意見が寄せられており、今回の質問にある消防団離れの要因の一つがそこにもあるように感じているところであります。日本消防協会からも、現場活動には直結しない、いわゆるパフォーマンス的な動作については見直しを検討するとのことでもあります。

町民の意見を踏まえながら、町、消防団一体となって、入団したい、また引き続き在団したいと思えるような処遇の在り方を検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（工藤 博志議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 本願和茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中学生のマスク着用の取決めについてお答えいたします。

マスク着用の基準については、学校間で若干の違いはありますがおおむね同じような対応をとっております。授業中など学校にいる時間は当然着用するように指導しております。

登下校中については、原則着用するように指導している学校と外ですので外してもよい、または特に指導はしていないとしている学校があります。ただし、指導の有無にかかわらず登下校中にマスクをしている児童生徒は多いようです。

体育の授業では、外している学校がほとんどでございます。状況や運動内容に応じて着けたり、外したり指導している学校もあります。

マスクの種類、デザインについては特に制約は設けておりません。

次に、コロナ禍における公共施設の使用可能基準の明確化、見直しについてお答えをいたします。

ワクチン接種後の感染率がどう変化していくかは現時点では予測不能でありますので、施設の利用制限につきましては、接種完了後の状況を見ての判断になるかと考えおります。

以上、答弁といたします。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） それでは、再質問のほうに入っていきたいと思います。

まず、宿泊施設事業者との災害時の避難所としての支援協定については、県が旅館生活衛生同業組合と締結したので、市町村においても確保が困難になった場合は支援がなされるという答弁でありました。

本町の旅館組合加入宿泊施設は、調べたところ22件でありました。その中の旅館を営む方から、台風などの災害時は避難場所として支援するので町長にその旨をお伝えしてくださいと言われたので、今回質問をすることにしました。

どのような支援協定内容にするのかは、災害発生時の避難前にしっかりと協議を重ねた後に町民、その支援者に周知すべきだと思いますが、県が締結した内容はどのようなものなのか、町長が分かるようであれば町長にお聞きします。分からない場合は担当課長にお聞きしたいと思えます。

○議長（工藤 博志議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

この間、県の危機管理課のほうの担当者の方と、この件について確認を取ったところであります。高千穂町内でこの協定の中に入っている業者の方がいらっしゃったら教えてほしいとのことだったので、まだ具体的にこの県の組合のほうからリストを選定して、旅館を営んでいても高齢者2人でもうできないとかおっしゃるところもあるらしくて、今のリストを選定して業者のそういう指定の名簿等を今作成している途中でありますので、ちょっとお答えできませんということでした。内容についても、それを聞いた上で内容についてはちょっとこちらのほうから質問はしなかったところです。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 分かりました。

その申し出られた方は、その固有名詞は避けますけども消防団員でもありますから、ぜひとも協力したいということでもありますから、町内にこころよく協力してくれる事業者の方もおられますので、今後リストを作成する際はいろいろ意見を聞いて支援してもらおう体制を取っていただき

たいと思います。

昨年の台風10号では384の方が指定避難所に避難されて、約250の方が地元の公民館等に避難されたと聞いております。宿泊施設へ避難された方の人数は多分わずかだったと思いますが、避難された方は、「三田井中心部は山間部と比べて風当たりも弱く安心できた」、または「宿泊施設が頑丈なためリラックスできた」、そのほかにも「コロナ禍でストレスが溜まっていましたがリフレッシュにつながった」などと言われていたようであります。

昨年は県民が県内で宿泊した場合の割引事業もあったため、密を避けるために思い切って宿泊施設を予約した方や遠方に住んでいる子供が割引があることを知って宿泊施設を予約し、親を避難所ではなく宿泊施設に避難させたなどの事例を聞いております。

今年もいよいよ台風上陸が多くなる時期を迎えようとしておりますが、昨年同様、収容人数を抑えての分散避難を実施するとともに、引き続き避難の在り方について議論を深める必要があると思いますが、町長はコロナ禍の避難について今後どのように対応し、感染防止につなげていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに今コロナ禍の中にありまして、感染症対策というところが非常に重要になってくるというふうに思います。答弁したとおり、収容率2分の1以上になりそうなどときには早めの避難所の開設ということも当然考えておりますし、段ボール等の仕切りにつきましても有効に活用したいというふうに考えております。

また、高千穂町内の宿泊割引の予算もまだ余りがあるところでもありますので、そこらあたりの活用ということも旅館組合のほうとちょっと情報周知、共有しながら、それらの活用も前提にあってもいいのかなと個人的には考えているところです。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 避難の際はやはり近くのところで安心できるところが皆さん望むと思うんですけども、その宿泊施設に行った場合は有償であるのか無償であるのか、今後支援協定の内容の詰めるところ次第なんですけども、不公平感が出ないように、環境のいいところに皆さん避難したいと思いますので、そこを協力される事業者とうまく詰め合わせをしていただきたいと思います。

続いて、操法大会中止による消防団員の防災意識低下と消防団離れについて再度伺っていきたいと思います。

先ほどの答弁では、大会の中止が団員の防災意識低下と消防団離れの理由とは言い難い面もあ

るかと考えているとの表現でありましたが、私はその操法大会と防災意識は確実にリンクしており、昨年と今年の状況が来年も続くのであれば、今後さらに防災意識の低下を招くのではないかと感じています。

操法大会に対する意気込みや取り組み方は、各部各班で三者三様ではありますが、様々なリスクや犠牲を払って行われる大会だからこそ、生命、財産を守る責任感、有事の際のスキルアップ、防災意識の向上につながっていると私は思っております。再度この件について町長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） お答えをいたします。

消防操法大会等の開催について、消防団員の士気が下がるということについては、いろいろな考え方があろうかと思えます。消防団員の立場に立った考え方と、あと消防団員を後ろで支えている御家族等の意見等も考える必要があろうかと思えます。

消防操法大会につきましては、熱の入っている地域によってはやはりあってほしいというふうに思うところだと思えますけれども、一方で町に寄せられる意見としては、奥様であったり、特に子育て中の御家庭からは、消防操法大会がなくて主人が家にいて子育てに積極的に参加してくれると、これが本来の姿なんじゃないかという厳しい御意見もいただいているところであります。このコロナ禍の中であって、消防操法大会をやる必要があるのかといった強い御意見もあるのも事実であります。

消防操法大会がなくても有事に必要な訓練、あるいは最低限の訓練については必要だというふうに思っておりますので、有事の際に適切に対応できるような点検等については、引き続き呼びかけを行っているところでございます。私が必ずしもそうではないのじゃないかというふうに申し上げたのは、そのような背景もあってということであります。

また、消防操法大会に過度に力を入れているところについては、本町ではありませんが、地方創生という観点からしたときに、消防操法大会に積極的に参加しないと地域でちょっとはじかれることがあるということがあって、そういう地域には戻りたくないという若者もいるというふうに聞いているということもあります。操法大会等につきましても適度にやる必要があるのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 私にもやはり同じような意見が寄せられておりますので同感するところもありますけれども、今後コロナ禍がやはり続くことが予測されるため、操法大会については改めて検討していく必要があるのかと思えます。

防災意識や責任感は決してその大会に向けた訓練だけで養われるものではないと私も思っています。先ほどの避難の問題についても消防団は密接に関係してまいります。昨年の台風避難時には、高齢者が多い地域で消防団員が避難場所で昼夜待機し、避難者に寄り添って不安解消に努めた例も聞いております。

議長の許可を得て資料をお配りしております。一枚は本町の防災マップに掲載してある避難所の一覧であります。もう一枚は、日之影町のホームページ、先月の町広報に載っていた避難所の一覧となっております。

両方を見比べてもらってほしいのですが、本町については地震とか土砂とかの対応についてのが書いてあります。日之影町については収容人数、そして管轄の消防団についても明記されております。これらを見る限り、やはり日頃から消防団に守られているという意識づけが日之影町についてはうまいんじゃないかなと思います。こういった点から消防団離れを防ぐことができるのではないかと思いますし、各部各班を明確に配置して管轄させることによって、防災意識と責任感の向上を図ることで消防団離れ、団員減少に歯止めをかける手段も今後本町も必要ではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かにこの日之影の資料を見ますと、消防団の管轄なり、消防団にここに頼ればいいんだなということが明確に分かりますので、これは参考にすべき事例だなと思います。

やはり消防団としてのやりがいといいますか、そこを高めていくためには、地域の皆さんが消防団活動にとっても感謝しているんだと、頼りにしているんだという意識を強く持ってもらうということが大事かなというふうに思っています。そのために町としても消防団活動についての広報をしっかりとやっていきたいと思います。

消防団を頼りにする事態に陥らないということが一番だと思うんですけども、感謝されてこそ初めて消防団のありがたみが地域の人たちも分かり、そして消防団もやりがいを感じるということがありますので、しっかりこの目に見える形の方法であったり、消防団がしっかり活動していますよということを地域の皆様に知っていただくような広報活動についてはなお一層力を入れてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） ぜひ良い事例を参考にさせていただいて本町、いい事例を参考に町広報などを活用していただきたいと思います。

次に、操法大会がなければ、先ほど町長言われておりましたが、その現役の団や家族、職場に

としては本当に夏場の負担が大きく軽減されて、逆にその消防団を退団しようと思わない、退団を考えなくて済むとの声も耳にしております。実際にその私自身も指揮班長を務めることのないまま、次期班長へバトンをつなぐ形になろうとしておりまして、やるせない気持ちはあるものの、実際にはその肉体的、精神的に本当に負担が大きく軽減されているところでもあります。

要は、火災などの有事の際に組織活動がきちんと機能するかだと思います。人口減少、少子高齢化が進行する中で、新入団員を確保することはどこの部も非常に年々厳しくなっております。現状を維持することと退団者を減らす、残ってもらう方法がやはり最優先ではないかと思っております。それとともに、OBやその地域の方々に御協力いただいて、自主防災組織の強化が今後の課題だと考えます。

高千穂町地域防災計画でも自主防災組織の強化・育成はうたわれておりますので、今後は有事の際、確実にその実働部隊となる組織の形成が必要だと思いますが、町長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに有事の際に消防団員が即座に対応できるということについて、なかなか現役消防団員も地域から離れたところで実際生活をしていたり、あるいは仕事に従事をしているということで、何十年も前の農業などが中心で地域にいらっしゃるという実態からは大分かけ離れた時代になっているのかなということ、自分の管轄の消防ポンプ庫に行くだけで相当に時間がかかるという実態があらうかと思えます。

そこらあたりには以前から議論がなされているんですけども、OBの活用で一次消火については即座に地元でいらっしゃるOBの方が出動するという体制のつくり方ということもまだ検討中ではありますけれども、今後できるだけ実現に向けて検討していきたいというふうに考えております。

消防団員の在り方については、しっかり後継者をつくっていくと、新入団員を確保していくという取組が必要だと思っております。消防団員を退団される方の意見の中に、中には操法大会やらがなければもうちょっとおってもよかったんだけどというお話も実際にあるという、議員もお聞きになっている事例もあるかもしれませんが、そういったこともありますので、過度に負担がかからない消防団活動の在り方というのは、団本部のほうでもいろいろアンケート調査も行いながら検討している段階でありますので、その動向を見守りながら、町としてよりよき支援ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 私が耳にする意見をちょっと述べさせていただきますけれども、

やはりその操法大会が負担だったから退団したが、火事などの有事の際は、自営業などで迅速に駆けつけ初期消火など積極的に協力したいという方や、協力する気は十分あるけども、どこまで関与してよいのかが分からない、また、自主防災組織の立ち上げはどうやって行うのか、そのほかに必要最低限の資材と機材は供給されるのかななどの意見を聞いております。

まだまだその周知が足りていないのが現状のようでありますから、今後の団員減少に歯止めをかける施策としても、自主防災組織の育成強化に本腰を入れていただきたいと思っております。

次に、教育長に質問をした部分に再質問に入っておりますが、途中、教育次長や町長にも伺いますかと思っております。

小中学校のマスク着用規定についてであります。

今から夏の暑さが本格的になり、熱中症のリスクが高まることと、運動会や体育祭の時期になってくるので、マスクの着用については、これまでの実績や前例を踏まえて、各学校で若干のその違いが生じないように統一されたルールが必要ではないかと思っておりますが、教育長に伺います。

○議長（工藤 博志議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

今御指摘がありましたように、できるだけその統一をしていきたいというふうには考えております。最初の答弁で申し上げたように、おおむね各学校統一した行動を取っておりますけれども、やはり発達段階、小学生の低学年と中学生とかそういう違いもございますし、季節、ちょうど今ぐらいから湿度が上がってまいりますので、もう登校、校門についた時点でマスクがかなり湿っているというような、季節によっても若干の変動がございます。

それから授業の活動内容、特に先ほどお答えしましたように、体育の授業は集合して説明を聞く場面ではつけておきなさい、ただ実際の活動に入ったら外しなさいというような、そういったところで各学校、足並みをそろえていただいているところもございます。

先日、死亡事故も小学生でしたか、ございましたけれども、子供はまじめですので言われたらずっとそれを頑張らないといけないと思ってしまうので、明日も校長会がございますけれども、随時状況に応じて大人である指導者がしっかり見守るようということ伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 分かりました。

本町においては都心部と比較して人口も少ないことと、コロナの患者が最小限に抑えられたことによって、様々な学校行事が昨年度もコロナ禍においてもその形態を変えたり、規模を縮小したりして開催することができていたと思っております。学校の先生方のやっぱり努力や働きかけが非常

に大きかったのではないかと思います、各学校でその若干の違いはやはり生じておりました。

運動会なんですけども、小学校の運動会では、高千穂小学校は昨年度は全校生徒320人でありました。岩戸小学校は94人でありましたが、高千穂小学校については最後の運動会となる6年生の保護者は祖父母なども観覧自由で人数制限されていないの対しまして、岩戸小学校は重篤化しやすい高齢者への感染防止を配慮し、観覧は父と母のみでありまして、親がその観覧に行けない場合であっても祖父母の観覧はできないという校長先生の判断でございました。

生命最優先で物事を決めていくのであればこういうような違いは生じないはずだと思いますが、各校の対応の違いについて、昨年のことです。この点は教育次長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

昨年度はコロナの実質1年目ということで、学校としてはいろんな情報がありまして、高齢者が重症化しやすいとかそういったところで、多いところについてはお年寄りとか高齢者が集まることはちょっと遠慮してもらったほうがいいのかなという判断があったのかなというふうに考えております。

また、児童生徒数が少ない学校につきましては、高千穂小とか中学校みたいに多いような学校に比べましては密が避けられるということで、そこまでの制限はしなかったのかなというふうに考えております。

また、今年につきましては、去年のそういう対応を踏まえまして、なるべく統一した基準といえますか、そういった対応にもっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 昨年度も大分学校ともやり取りしたんですけれども、運動場のその広さが違いますと言われた方もおられたんですけれども、実際に見たところ生徒は3倍いるけど運動場は3倍も広くないので、感染リスクを人口密度で考えると、やはりよい判断ではなかったのではないかと思います。

しかし、結果その感染が拡大することもなくて、その保護者にはおじいちゃん、おばあちゃんも観覧できたので、非常に感謝をその高千穂小学校についてはされているということでありまして、岩戸小学校の保護者については、その学校の判断は決して間違ってもいないし理解もしていますが、やはりその祖父母が観覧できなかったこと、その学校の違いがやはり納得がまだいっていませんので、今年度の対応に不安を募られていますから、先ほど言われたように前年のことを踏まえて統一されるようお願いしたいと思います。この点について、教育長にま

た伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 御質問にお答えします。

今御指摘のあったことは、本当に当事者としては当たり前の感覚だろうというふうに思いながら聞いておりました。私の前任の学校では、もう校長会で統一をしてそういう不釣り合いがないようにということで、本当におじいちゃん、おばあちゃんには申し訳ないけれども、町内全部統一してもうお断りしようということで足並みをそろえました。苦情もございましたけれども、やはり最終的にはそういうところで一線を引かないといけないなというふうに考えておりますので、また校長たちと協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） ぜひ前年の事例を参考にして対応をお願いしたいと思います。

まだそのマスクの着用からどんどん踏み込んでいくんですけども、先ほどからずっと出ておりますが、コロナ対応について、やはりまだまだ様々な分野で最善策を皆さんが手探りしている状況ではないかと私自身も思っております。統一すべき対応や基準はほかにもまだまだたくさんあるように思われます。

5月10日、スポーツ少年団の本部長より、5月31日まで練習や大会等参加を含む全ての少年団活動を休止するように各団体に連絡がありました。その間も中学生については中体連を控えているためか、校内での部活動は行ってもよいという対応でありました。少年団と中学校部活動とで対応が違うことについて、この点についても教育次長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 学校の部活と少年団の在り方といいますか、少年団活動の対応の違いということでもありますけれども、教育委員会の中でもちょっと議論が分かれたところはあるんですけれども、基本的には学校の中で完結してしまう、他校との交流がなかったり、自校だけで完結する部活については認めようということになりました。

スポーツ少年団についても、自校だけで完結するところもありますけれども、団体によってはほかの学校と交流をしながら活動をしている団体もありますので、自校だけで完結をしないところについては、ちょっと御遠慮願いたいということでありました。

その後、スポーツ少年団についても、ほかの学校との生徒との交わりとかがなければ認めるというような形にもっていったかと思っておりますけれども、その辺の判断が内部でもいろいろ意見はあったところでもありますけれども、一応そういう判断の基準で対応したところでもあります。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） その至った経緯は私も聞きました。線引きするところも難しいのかなと思いますけれども、今現在、中学生は統合が進んでいて、田原からも上野からも来ておりますし岩戸からも来ているので、普段会う生徒たちかもしれませんけれども地域は混在しているので、どちらかというスポーツ少年団よりもいろんな地域が混在している団体じゃないかなと思ったので、どこか納得がいかない矛盾している対応だなと感じておりました。

中体連のその基本的な考え方は書面で見ましたけれども、令和3年度の西臼杵地区中学校総合体育大会の確認事項では、その基本的な考え方として、1点目に、その生徒、教職員及び大会に関係する全ての人の安全を最優先に考える。2点目に、本大会は中学校3年生の最後の大会であり、選手がこれまでの努力の成果を発揮し、活躍の場を与える重要な機会とするとなっております。

この基本的な考え方はスポーツ少年団にも当てはめて対応すべき内容であり、6年生にとっては中学3年生と同じく最後の大会を控えていたはずなので、このようなどこか納得のいかない矛盾する対応がなされる、経緯は先ほどお話を聞きましたが、今後もっと改善すべき基準等になってくると思うんですけども、この点について教育長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 御質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃることは当然だというふうに思いながら聞いておったところです。ただ、今次長が答弁しましたように、3町の少年団とも相談をし、また後半のほうは少年団のほうも自校のみはいだろうということで緩和した経緯もございます。

ただ、今最後おっしゃったように、中学3年生と6年生は同じだということは本当におっしゃるとおりであると思いますので、また今後同じような事例が発生した場合には、そういったことも参考にしながら判断をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 本当にまだまだ最善策を手探りしている状況かと思っておりますので、よい方向になるように対応をしていただきたいと思います。

県は高校総体、九州大会及び全国大会に出場した選手らを対象に、PCR検査を無料で実施する方針を示しております。中体連においても、剣道をはじめ様々な種目で県大会出場を決めておりますから、九州大会や全国大会への出場も期待されております。

中学生についても九州、全国大会出場となった場合は、PCR検査を無料実施、または検査費用の助成が必要になってくるのかなと思いますけれども、この件について町長にお伺いしたいと

思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 県の予算でというお話だと思いますけれども、そちらについては、県のほうで指定をした医療機関等での検査というようなことで聞いております。具体的な県外から入ってくる人であるとか、そういった人たちの検査というのも県のほうでは示されておりますけれども、高千穂町に対してまだ具体的なやり方については連絡が来ていないところでありますので、町としてどのように取り組んでいくかということについては、まだ方針が出ていないといったのが実情ですが、そういうのを活用できるのであれば、うまく活用しながら感染予防対策をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 県は多分高校生だけしか対象にしないと思いますので、中学生が中体連で九州大会とか全国大会に行ったときは、やはり町が担当して検査等を行わなければならないんじゃないかという質問でありましたが、必要な場合は町が予算を確保して中学生に検査を行うのかについて町長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 失礼いたしました。質問にお答えをいたしますけれども、高千穂町でコロナが蔓延する状況にあった場合については、その対応も必要なのかなというふうに思いますが、今のところ高千穂町内にはコロナ感染の事例が現在ありませんので、このような状況が続くのであれば、そこまでの対応は必要ないかなというふうに考えているところですが、外に出られて高千穂に帰ってくるというところについても懸念をすることはありますので、そこあたりはちょっとまだ役場の中でも病院とも協議したことがありませんので、そういった御意見を踏まえてちょっと検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 私も全てその詳細を把握しているわけではありませんので、多分その大会に行って戻ってきたときに学校単位で検査を受けるというふうになっていたと思いますので、町内では感染は広がっていませんが、感染リスクの高い都道府県に行って大会をされるという可能性もありますので、そこ辺を見極めて今後対応をしていただきたいと思います。

次に、コロナ禍における公共施設の使用可能基準の明確化、見直しについて再質問をしていきたいと思いますが、ワクチン接種後のその感染率が減少していれば、何ら制限なく通常の利用に戻るといった回答でありました。

利用制限については、本町の対応は五ヶ瀬町とほぼ同様となっているのではないかと見ています。感染者が発生していない日之影町では6月20日まで引き続き町内在住者のみの利用となっております。

先ほどの中体連をはじめ、町をまたいで開催される大会等があるにもかかわらず、郡内3町で公共施設、社会体育施設の利用制限、内容基準が統一されていないことも今後の検討事項ではないかと思いますが、教育長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり感染状況によって町内に限る、郡内に限るという、いわゆる赤圏域になるかならないかとかオレンジ圏域かというようなところで常に判断をしてくれているところです。

基本的には、先月町内で発生した状況を見守っておりましたが、御家族の中での感染でとまりましたので、町内はオーケーというような対応をさせていただきました。

先ほどの少年団とも関係しますが、やはり町を飛び越えてということになりますと、また高千穂が発生しているじゃないかとかいろんな御意見もいただきますので、とにかく県のほうの赤圏域、オレンジ圏域という判定を見ながら、利用状況、体育施設、公民館等を判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） ぜひ3町で統一できるところはしていきながら、感染防止に努めていただきたいと思います。

少し話がちょっと飛躍するんですけども、新聞等を読みますと、ヨーロッパではワクチン接種済みは陰性であることなどを証明する健康パスが導入されて、どんどん日常の生活が取り戻されている映像などをみます。欧米ではもともとマスク着用の習慣、文化がないためか、以前のようにマスクを着用せずスポーツ観戦をしている映像なども目にすることが多くなってまいりました。

今後、ワクチン接種が完了して、答弁にもあったように集団免疫が確保されて、かぜウイルス並みの扱いになったと公に判断される段階になれば、やはり国や県の動向次第でありますけれども、本町独自で健康パスとか接種済み証明書などを発行して、今は施設利用者はリストに記入して提出をしているようでありますけれども、そういった手間を簡素化できるようにしていかないといけないと思っておりますが、この点について町長に伺いたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

マスクをどこで外していいとかいうことについては、なかなかワクチンを接種していてもかかることはあるということで、その人がコロナウイルスを移動によってほかのところに持っていくということもあり得ますので、これは町独自で判断できることではないので、国の動向、県の動向を見ていきながら判断したいというふうに思っております。

また、施設等について、利用者の名前を書いていただく形で、もし何かあった場合に連絡が、すぐに把握ができるようにということで書いていただいておりますけれども、これについてはそれほど大変な作業ではないので、現在のところは今の状況のまま続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 本願和茂議員。

○議員（6番 本願 和茂議員） 分かりました。手間にならないようであれば、追跡もできますので、そういった手法を取っていただければと思います。

最後になりますけれども、今回その質問をするに当たって、数週間前、年配の女性の方とお話をしましたが、今まではミニバレーをしたり、温泉に行ったり、旅行に出かけたり、孫に出かけたりと、いろいろリフレッシュする方法があったようではありますが、今はもう何もないと、楽しみがなくなったと嘆いておられました。

県の感染拡大緊急警報が解かれて、全国的に感染が落ち着く状況が来れば、町民にはストレス解消とリフレッシュを大いに求めてもらう必要があるかと思えます。リフレッシュ支援となる事業の具体化とその施策の検討をぜひお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

.....

○議長（工藤 博志議員） ここで11時35分まで換気を兼ねて休憩します。

午前11時24分休憩

.....

午前11時34分再開

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 再開前にお知らせいたします。ただ今議長は都合によりまして退席されましたので、このあと副議長のほうに議事を進行していただきます。

○副議長（坂本 弘明議員） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、佐藤さつき議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 議席番号1番、佐藤さつきです。一般質問に入らせていただきます。

件名、住民の生活環境に応じた高齢者福祉サービスの利用について。

高千穂町高齢者福祉計画において、基本理念として、いきいき・支えあい・安心して暮らせる町高千穂を掲げ、地域包括ケアシステムの基本である高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、住まい、介護予防・生活支援・医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が重要であるとしています。

高千穂町第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画の考えに基づき、次の3点から質問をさせていただきます。

1、高齢者福祉計画の施策展開として、まず初めに介護予防の充実が記載され、その中の生活問題の一つに栄養不足の問題が挙げられています。食生活は毎日の健康のバロメーターであり、高齢者にとって重要な問題だと認識しています。実際に第8期高齢者福祉計画におけるアンケート調査の中で、在宅介護をされる方の不安な点としても、入浴、排せつの次に食事の世話が上位にあります。

高千穂町では、早くより他の自治体に先駆けて生活支援としてふれあい給食サービスが行われています。この支援は、原則65歳以上の高齢者のみの世帯や炊事が困難な障害者のみの世帯を対象に、定期的に栄養バランスの取れた食事を宅配することで、生活を支援すると同時に高齢者の安否確認をする事業です。

原則65歳以上の高齢者、または炊事が困難な障害者のみで構成する世帯に月曜日から金曜日までの希望する曜日に給食、夕食を配達する支援です。料金は令和2年度より1食450円です。また、高齢者の健康状態に合わせて、普通食だけでなく特別食にも対応し栄養バランスの取れた食事を提供するとともに対象者の自立を図っています。

以上のように大変ありがたく重要な生活支援なのですが、近年の高齢化社会における家族形態がサービス開始当時の状況と大きく変化し、食事環境が整ってなく、給食サービスを受けたくても受けられない事例があります。

事例として、子供と2人暮らしだがどちらも高齢者、2. 子供と2人暮らしだが子供に支援が必要である、3. 社会の流れとして年金支給開始年齢の延長により、同居する子供が60歳、65歳を超えても就労しているため、後期高齢者と時間を共にできない、4. 男女共同参画とはいえ、女性がいいため家事が不十分である。5. 老々介護の増加で家事が負担となっているなど、現実には給食サービスを受けたいが受けられない、見守りの視点から見て自立生活のためには必要ではないかという事例への対応が求められています。

給食サービスの現在の利用状況は、令和3年4月末時点で、三田井地区42食、押方地区が10食、向山地区8食、岩戸地区11食、河内・田原地区9食、上野地区13食、下野地区10食、計103食ですが、曜日指定等があるので1日平均85食となっています。

令和2年度の後期高齢者数が2,727人、前期高齢者数が2,284人、65歳以上の方が5,011人となっており、一概には判断できませんが、日々の平均利用が8.5食なので、割合から判断してもサービスの必要な方がほかにもいるのではないかと考えます。福祉計画の実現のためにも条件の緩和が必要ではないでしょうか。

また関連して、令和2年度に行われた土曜日の給食サービスについて、廃止時点で12名ではあるが利用者がいたわけで、新たな委託業者を再度協力を募ってでも、高齢化社会に向けた安心、安全な自立した高齢者の生活を保障するために再開ができないのでしょうか。

もう一つの給食サービスの課題として、ボランティアの人材確保が挙げられています。

人口減少の中で高齢者の人口は増加し、サービスの必要性も高まると予想されています。一方では、ボランティアへの参加を希望する高齢者の方がいることも福祉計画策定の際の意識調査で表れていました。賃金をあげることで人材確保が可能ならば、それも必要ではないでしょうか。

2、計画第7期から重要な活動として位置づけられ、第8期でも継続して計画に挙げられている介護予防普及活動として、各地区において住民同士の独自の見守りを行う活動が重視されています。事業所委託以外にボランティア活動として見守り活動をされている方々が担当している高齢者の方々の行政との情報共有はどのように連携がなされているのでしょうか。また、昨年度、地域ボランティアの方々の研修が行われると伺いましたが、現状を伺いたいです。

3、高齢者の災害時における安心、安全の確保として避難所の確保があります。昨年度より新型コロナウイルスの流行により避難所の改善を議会でも要望してきました。

新型コロナウイルスを配慮した上での避難所の高齢者の対策として、きちんと距離間のあるスペース、2、段ボールなどによるプライバシーの確保、3、高齢者に配慮した洋式トイレの増設やつえを所持された方の扉のスムーズな開け閉めの配慮、4、ベッドしか使用できない方への対応、以上の改善点を本年度どのようになったか伺いたいです。また、ほかにも寄り添った改善点があれば教えていただきたいと思えます。

もう一点、避難所に関して、本年度は武道館がワクチンの接種会場となっていますが、去年武道館に避難した分の災害時の今年の避難場所はどうなるのでしょうか。

また、国のガイドラインの改訂により福祉避難所への一時避難が、直接避難ができるようになっていましたが、どのようになったのでしょうか。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤さつき議員の住民の生活環境に応じた高齢者福祉サービスの利用についての御質問にお答えをいたします。

まず、ふれあい給食についての御質問についてお答えをいたします。

平成8年からサービスを始めましたふれあい給食は、第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画においても、安心、安全な生活支援の一つとして位置づけております。

当初から本サービスは高齢者や障害者に適切な食事を提供することにより、日常生活を支援し、福祉の向上を図ることを目的に掲げて進めてまいりました。議員御指摘のとおり、本町の高齢化はサービス開始当時からさらに進んでおりますし、社会環境も変化しております。

サービスの申込みについては、通常、民生委員さんや介護ヘルパーなどが高齢者等の家庭を訪問の際に必要な性を判断され、保健センターに相談をされます。保健センターでは、地域包括支援センターを中心に、本人や民生委員さん、ヘルパーの方々からの聞き取りを行い、必要であると判断すればサービス開始を決定いたします。なお、審査に当たっては、対象者の要件一つ一つではなく総合的に見て判断をしております。

ゆえに議員御指摘の事例では、詳細な聞き取りは必要であります、サービスを受けることができる事例もあると考えております。サービス利用の判定は公平であることが必要でありますし、常に総合的な見地から判定してまいります。

また、給食サービスは現在、社会福祉協議会に委託してありまして、平日のみの利用となっております。社会福祉協議会では土曜日のサービスを開始するに当たり検討した結果、町内の飲食店に調理を依頼し、配達のみをボランティアで行うことで対応をしておりました。しかしながら、土曜日の給食サービスの利用者が減少傾向にあり、利用者にも意見を聞きながら廃止となったところであります。

サービスの廃止に当たっては、土曜日の給食サービスを御利用の方々に聞き取りの中で、3名の方が継続を希望されていたようですが、うち2名の方は何とかなる、1名の方は別の業者に頼んで利用されるとのことでありました。今後、土曜日の給食サービス再導入については、アンケート調査等を行いながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、給食サービスに携わるボランティアについてであります、御指摘のとおり、ボランティアの皆さんの高齢化も顕著になっており、人数も減少傾向にあります。特に配達員が不足しております。

ボランティアの報酬については、これまでにたびたび見直しがされております。しかしながら、配達員を募集するに当たって遠隔地の配達だと断られる傾向にあり、町内全地域でサービスを受けることが可能になるような対策も必要だと考えております。今後、本サービスの目的に沿って平等に利用できるよう、諸問題の解決策を検討してまいります。

続きまして、介護予防普及活動についてであります、地区で実施しておりますサロンやサテライトのほか、自主的にそれぞれの地域で活動している団体が町内に11団体あります。それぞれの活動につきましては、実施団体からの実施状況を報告していただいております。

また、地域ボランティアの研修についてであります。御質問にもありましたように、昨年度、高千穂町地域福祉マイスター養成講座を開催する計画でありました。

これは住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住民相互の助け合い・支え合いによる介護予防、認知症予防、住民の集いの場づくりなどを住民が主体的に活動できるようリーダーを養成するものです。その基礎知識を保健師、社会福祉士、介護支援専門員等が伝えるもので、単年度で30名程度を募集し、講座開催の予定でありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかったものでございます。本講座につきましては、今後、新型コロナウイルスの状況を見ながら、開催できる環境が整いましたら実施したいと考えております。

次に、高齢者の災害時における安心、安全な避難所の確保についての御質問でございますが、1番目の距離感のあるスペースにつきましては、先ほど本願議員の質問で答弁しましたとおり、高千穂町地域防災計画に定めた収容人数の2分の1に達する前に新たな避難所を開設するなど、密状態を回避する対応を行っております。

次に、2番目のプライバシーの確保につきましては、発熱者とそれ以外の方を分けるパーティションは準備しております。コロナ対策という観点では準備しておりますが、プライバシー確保といった一般の健康な方々が避難するスペースについては現在のところ準備をしておりません。

しかしながら、コロナが終息する、あるいは感染症の蔓延がなく平時に戻った際には、一般の方々のプライバシー確保のために活用できるものと考えております。

次に、3番目の洋式トイレの増設、扉の開閉などバリアフリー化ともいえますが、この点については予算のこともございますので、どの施設にどれぐらいの設置を行えばよいかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、4番目のベッドしか利用できない方への対応につきましては、簡易ベッド70台を確保しておりますので、ある程度の対応は可能であります。御質問のベッドしか使用できない方について、いわゆる要配慮者への対応ということであれば福祉避難所での対応かと考えます。

続いて、本年度は武道館がワクチン接種会場となっているが、災害時はどこに避難するのかとの御質問であります。武道館は町指定避難所の一つであります。過去には大規模な災害、避難が予想された令和2年9月の台風10号時に1度開設したのみであります。ワクチン接種期間についても今のところ原則、避難所としての開設は予定しておりません。

避難が予想される規模にもよりますが、6か所の避難所、三田井地区、押方地区、向山地区、岩戸地区、上野地区、田原地区から開設し、必要に応じて新たな避難所を開設していくこととしております。

最後に、福祉避難所への直接避難はできるようになったのかとの御質問であります。本年

5月に改訂された福祉避難所の確保・運営ガイドラインによれば、現在でも直接の避難は可能ですが、実際の避難に当たっては受け入れる側の準備もあることから、双方による事前の調整が必要になってくると思われます。

以上、答弁といたします。

○副議長（坂本 弘明議員） ここで午後1時10分まで休憩します。

午前11時53分休憩

.....
午後1時09分再開

○副議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） それでは、再質問に参りたいと思います。先ほど一般質問の内容にありましたふれあい給食についてからですが、説明のとおり、ふれあい給食サービスは社会福祉協議会へ委託されて行われておりますが、介護認定を受けていない方は、民生委員さんからの情報及びつながりが主となり、介護認定を受けられた方はヘルパーさんなどのつながりで給食サービスを受けることができます。自分がこの件で町民の困り感を体験した事例は幾つかあり、1つ目は、高齢者の方がサービスのことを知らず、自分からヘルパーさんや民生委員さんに相談できないこと、2つ目は、逆にヘルパーさんや民生委員さんがお金がかかることなので、困っていらっしゃる方に提案をしないことです。

まず、高齢者がサービスについて情報が行っていない点について、現在の情報の周知の方法はどうかと調べたところ、ホームページと社協だよりぐらいかなと思いましたが、この件について、高齢者への情報については、他にあるかどうか、げんき荘の事務長に伺いたいと思います。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的にはやはり今さつき議員言われたような広報と、やり方としてはですね、人が関わることで、そこで必要だということであれば、こういったのがあるというような、そういった周知の仕方ということで、実際にそういう関わり合いができたときに初めて周知ができているような状況です。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 情報の周知についてですが、もう1点、公民館長さんたちも集まる会がたくさんあるんですけども、そういうときに福祉サービスの説明とかはなされていないのでしょうか。福祉課長にお伺いします。

○副議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 公民館長会のときに、年4回ほど今行っておりますけども、タイミングが合えば、公民館長会で口頭で説明している状況はあります。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） まず、情報を知らないことからがやはり利用ができないていることの一番もとになっているのではないかと思いますので、自立して生活されている方々が、より継続して自分で安心して過ごせるようにサービスをわかりやすく伝える努力をまずはしていただきたいなと思いました。

それに関連しまして、ヘルパーさんや民生委員さんが訪問する際の気づきとして、栄養状態がよくないのではと思っても、給食サービスについて提案することは、提案をしていいと、高齢者にそういうことを言って、相談に乗ってあげてという内容などは、研修会や民生委員会などでは、そのような情報はきちんと伝わっていらっしゃるのでしょうか。保健センター事務長か福祉課長かどちらかわかる方をお願いします。

○副議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 民生委員会につきましては、給食宅配サービス等の制度がありますので、必要がある人があればげんき荘等に連絡をくださいというようなお願いはしている状況です。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 民生委員さんが入れ替わりになられたときとか、時期がちよつとずれたりしますし、その近くにそういう方がいらっしゃらないとどうしても何か身近な問題として受け入れられていない部分もあるのかなと感じるときがありますので、ぜひ、何か民生委員さんの会合のときには、詳細を知らせていただけたらなと思っています。数名の民生委員さんとお会いしてお話したのですが、基本的な業務として、給食サービスのお知らせは、気づかなかつたと話されている方もいらっしゃいました。やっぱり身近に事例がないと忘れてしまうこともあるみたいで、まめにそういうのをないかどうかとかいうのはどんどん言っていただけるといいのかなと思いました。給食サービスだけではなく、緊急警報装置などの設置なども知らない民生委員さんもいらっしゃるので、その辺もきちんと何か周知徹底をしていただけるといいのかなと思っています。

また、今までの考え方では、一律、一人暮らし、同居人がいないことが一応前提としてうたわられてきていますので、社協のほうでも、一人暮らしでないを受け入れられないという認識が強く

持っていらっしゃる方もいらして、上の審査まで行かない事例があったと伺いました。現状そのような事例は挙がってきていないでしょうか。ありましたらお知らせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） 御質問にお答えいたします。

いわゆる宅配を利用する要件の一つ一つではなくて、町長の答弁にもあったと思いますけれども、実際は御夫婦で生活されていらっしゃるって、奥さんのほうが認知症が強くなってきて、今まで料理を作ったことがない御主人のほうが作られるという場合に、御飯だけは何とか炊けるけどもそのほかがうまくできないというところで、週に何度か取りながら、自分で作ったりということも併せてやられるような事例もあったり、一応地域包括センターのほうと聞き取りでじっくりと中身を検討して対応をしているような状況であります。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 実際給食サービスを受けるには、介護認定を受けないともらえない、給食サービスを受けられないと思っている方も多く、的確な情報が行っていない方々がたくさんいらっしゃいました。町民がサービスを受けやすいように、まずは高齢者にわかりやすいように情報を回していただきたいのと、規定どおりではなく、答弁にもありましたように、特殊な事情でも相談をすれば受けられるかもしれない、審査の段階まで行けるかもしれないということもありますので、社協に相談をすれば相談に乗ってくれて、どうにかなるかもしれないということが高齢者の方々に認識できるように知らせることを工夫していただきたいと思います。

次に、土曜日の給食サービスについてですが、12件あるうちの1件が今でも業者の方をお願いして継続されているということですが、その方は、自分でそういうふうにされたのか、社協のほうで配慮でそのようになったのか、わかりましたらお教えてください。保健センター事務長。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） 実際にその3名の方が継続して利用したいと言われたところには直接問い合わせをして、お話を聞いて、ほかにあるということではなかったというふうに聞いておりますので、その情報を社協からだったのかということまではちょっと把握をしておりませんが、最終的には御本人に聞き取りということまでやっているようです。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 全く終わってしまったのかなと思ったら、配慮を継続されてくださっているようですので、その上、答弁のほうでは、アンケート調査をしながら対応を検討し

たいということですので、ぜひ町民の半数近くが高齢者になられている状況、一人暮らし、高齢者のみの世帯も27%ほどに上がってきております。再度検討して、必要な方がいらっしゃると思うので、その点はかなえてあげられるようにしていただきたいと思います。

続いて、その給食サービスに関わるボランティアに関してですけれども、配達員の不足はかねがね言われておりますが、配達員の不足に関しては、現在はどのように募集されているのでしょうか。保健センター事務長。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） この給食サービスについては、社協のほうに委託しておりまして、社協が独自に募集して行っているようなんですけれども、その中で、一旦希望されて、配達の箇所が遠隔地とかがあったりすると、それだとちょっと見合わせますというふうに断られたりすることも多いような話を伺っております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 給食サービスは何かこれから多分大事になってくるサービスと自分は思っておりますので、配達員不足に関してもかねがね委員会でも話題にはなっておりますが、遠くの人にもサービスが行き渡るように、配達員の募集に関しても、近年、副業とかいうのも勧められておりますし、時間帯も夕方の時間帯という時間で、1つの仕事を終えた方ができるかもしれないとか、事情に合ってまたできる方もいらっしゃるかもしれないので、この件に関しても、募集の情報開示を、もっと皆さんにわかるようにしたら、もしかしたら増えていくのではないかなと思っております。高齢者が増えていく中、質問の中でもしましたが、高齢者の方も仕事をボランティアをやりたいという方もいらっしゃるというアンケートも出ておりました。それらをマッチングができるようになるとまたちょっとは違ってくるのかなと思います。とにかく、町民みんなが情報がきちんと伝わるようにすると、やはり大分変わってくるのかなと思っております。ぜひ、募集に関しても、町民の方々に情報が行って、配達してくれる方が募っていただけるような募集の仕方を考えていただけたらと思っております。

次に、ボランティアに関してですが、高齢化社会に向けて、民間の助け合いが重要になってくるとうたわれています。ボランティアの研修について、コロナの中でできなかったと答弁には書いてありますが、ボランティアの活動の方々の困り感として、地域担当のケアマネジャーや包括の方に報告をして行われておりますが、そのつながりがうまく伝わらずに、緊迫感が包括のほうに伝わらなくて、対応が後になってしまうというような事例が発生したりしておりますけれども、地域ボランティアの方々からの情報が包括にうまく上がっていかないというようなお話を聞かれたことはありませんか。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） ただいまの質問についてお答えいたします。

地域におけるボランティアの活動というのが事業を通じて現在11団体ございますけれども、それについては、常に計画書、それから活動の報告等をいただいているところです。活動の内容については、それで大体わかるんですけども、あとはこちらからの研修会に呼びかけをさせていただいて、研修会を実施したりということもやっておりますので、そういったところで情報の交換なりができればとは思っているところですけども、今後、アンケートの実施であったりとか、困ったことはありませんかというような、そういったアンケートの実施もしているようですので、そういった中から問題があれば、その改善策というのを取っていったのではないかとこのように思っております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 実際、ボランティアでコロナの最中もずっとやられてきた方々は、やはりどんどん課題が増えてきて、後継者育成とか、実際直面した問題に関して、これからどのように対策をしていったらいいのか、ボランティアの段階でどの程度まで援助ができるのか、支援ができるのかというところで困り感が多々あっていると伺いました。研修会がボランティアの育成でもありますが、それと同時に、やはり実際やっていたらいろいろな問題点や町民の方々の実態を聞く、必要な大事な機会だと思いますので、ぜひ今年は研修なりボランティアをされている方々を一堂に集められて、どのような問題点があるか、高齢化社会に向けて何が不足しているのかなどを聞く機会をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） おっしゃるとおり、非常に大切なことだというふうに認識しております。一応、昨年予定だった地域リーダーの育成というのをするための行事については、引き続きコロナの状況次第でやりたいというふうに担当も申しておりましたので、そういった中で、意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） ぜひそうやってどんどん集められて、会合などを増やしていただきたいなと思っております。並行して、早急に対策を急がなければならないが、委託先のケアマネジャーさんやいろんな方を介して情報を上に、書類上でも構いませんが、上がったときに、早急な対応がしていただきたくてもしていただけない場合とかも多々あっているようです。そう

いうときに実際にげんき荘の担当の方々がその現場に町民の現場に行って、それを確認していただくなど、もっと町民の中に入っていただくといいのかなと考えますが、目で見て確かめるといことも必要ではないかと思いますが、この点に関しては町長に伺いたいと思います。今のところ報告義務のみになっておりますが、実際にされている現場にもできれば行っていただきたいと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 保健センター事務長が申上げたとおり、さまざまに御意見を聞く機会を設けていくということは大事だというふうに思います。具体的にどのような早急に対策を講じるような事例があるのかというところもまた、議員のほうからもまた機会を見てお聞かせいただくなり、またそういったアンケート調査なども行いながら、早急に対応すべき事象というのがどういったものかというのをまず把握したいというふうに思います。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 現場を回られている方、現場で集められていろんなことをされている方々の話を聞きますと、やはり栄養状態が不足とか、すぐにでもどこかに措置をしたほうがいいのではないか、しかし、ケアマネを通す段階では、ちょっと時間がかかるなという感じのときの報告を上げた場合、こちらからの報告だけでは伝わらないというところが困り感として話されることが多くあります。ぜひ、急ぐ事例とか、困り感が大きい場合は、話だけではなく、やはり担当の方々も一緒に確認していただけたらいいのかなと思っております。

次に、避難所の件なんですけれども、いろいろな配慮がされていて、去年に比べたら進んでいるということは感じました。

2点ほど質問したいんですけれども、避難所における去年大変困った点が、杖を突かれた方が排泄にいかれた場合、杖を持ったまま戸を開けるなど、何かいろいろ困り感がたくさん出ていたようで、それも夜なので人を呼ぶこともできず、誰か気づいた方がという介助みたいなことが多数見られたようです。それは、武道館に関してなんですけれども、どの避難所においても、やはり最近杖を突かれている方もたくさんいらっしゃいますが、そういう方に対しては、何か配慮がありますでしょうか。総務課長。

○副議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 御質問にお答えいたします。

確かに避難所の中で杖を突いて用を足される方というのは大変な思いをされていることは承知しております。ただ、職員につきましても、1避難所2人ずつぐらいしか配置がなかなか人数の関係でできませんので、全ての案件に対応することは非常に難しいかなと思いますが、ただ、避

難所に避難された段階で、職員のほうに、私はこういうちょっと不自由なんだということなんかをおっしゃっていただければ、その時点で何らかの対応が、十分とは言えないまでもできるかなとは少し考えております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 直接杖を持っている方が自分で対応ができない状況であるのであれば、持っている方からの申告のみではなく、その避難所に来られた時点で気づいてあげるなり、日ごろから杖の方への避難所での在り方なども知らせていただけるといいのかなと今聞いて思いました。ぜひお願いしたいと思います。

もう1点は、先ほどの本願議員の質問にもありましたように、いろいろ配慮とか、分散避難など、いろいろ変わってきているとは思いますが、福祉避難所に関して聞いたのは、やはり去年の反省として、高齢者の車椅子の方とともに、赤ちゃんを連れられた方が大きな避難所で大変夜、気を使って避難生活をたった一晩ですが、子どもを連れて避難される方はとても大変です。去年もやはりこの場でお聞きしたんですけど、福祉避難所にそういう方だけでも行けないかということと聞いたんですけど、去年はまだ無理でした。今年は、ガイドラインの改正もあり、ちょっとそういう配慮もあるという答弁なんですけれども、その点に関してはどうお考えですか。

○副議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） お答えいたします。

福祉保健課で対応しております福祉避難所につきましては、基本的に一般の避難所と違って、事前にその方とお話をして、福祉避難所での対応が必要かどうか、どこに行ってもらうのが一番いいかということで事前に協議をさせてもらっているというのが現状です。今のお話を聞いて、乳児などについて必要があるということであれば、今後対応していきたいと思いますので、以上、答弁とします。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） 夜、そういうところで過ごすのが困難な高齢者の方に加えて、やはり子供連れの方にもそういう目が行って、せつかく準備がしてあるのであれば、対応ができる方には、そちらに子供連れの方が行っていただけるようにぜひお願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、全体的に福祉サービスについて感じたことですが、いろんな高齢者の方の話を聞きながら、担当の方のお話を聞きながら感じたのですが、介護保険料をみんな払っていらっしゃるんですけども、認定を受けないと利用できないと思っていらっしゃる方、認定を受けたら施設に行かにかいかんと思っていらっしゃる方、実際に健康寿命を延ばす活動に重きを置いて活動やボランティアに頑張っていらっしゃる方が後継者問題や目の前にあるいろんな困

難な問題に直面しても、なかなかすぐにそれを持っていく場がないことや、そういう対応がしてもらえないもどかしさを抱えながら行き詰っていることなど、たくさん抱えていらっしゃると思います。高齢者の前期後期高齢者の方が増えるに伴って、やはり今のところ11団体と書いてありますが、いろんな団体で活動されていらっしゃる方々には、それなりの負担がかかっているようです。こちらからは見えない問題がたくさんあるようです。それらを拾い上げていただきたいのと、社会福祉協議会の委託は2,500万程度で、10年で2億5,000万ほどかなと思います。これからいろいろ投資していく額は10年で10億とかいう額が予定されております。住民が高千穂町で安心安全で暮らしていくに当たって、4分の1の額でやっていくのかなとちょっと単純に私の個人的な感覚から比べると、福祉にかかる費用はわずかなものだなと思ったところです。高齢化社会を迎えて、福祉に先行投資が必要ではないかなと思うことが常々思われてきました。町長的には、どのようにお考えですか。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、町民の皆様がいつまでも安全安心で、できるだけ自立で住み続けていただくということは大事なことだというふうに思います。福祉に関しては、今日御指摘がありましたとおり、いろいろな周知というところについて、まだまだ不足している部分があるのかなというふうに思いましたので、そこらあたりは、公民館長さん、また民生委員さん、社会福祉協議会であるとか地域包括支援センター、保健師等が訪問したときに、様々な情報をさらにパンフレットなども充実させながら、提供していくということが大事だろうというふうに感じたところですので、そのあたり、しっかり対応していきたいというふうに思います。

また、福祉に関する予算につきましては、なかなかやっぱり福祉的な部分で高額な予算を配分するようなことを、どこまで充実させるかということだと思いますけれども、一旦サービスを始めるとなかなかやめられない、これが固定費になって、なかなか財政を圧迫するという事態もありますので、できるだけ少額で、しかし、ソフト的に情報の周知であるとか、職員で対応できたりということについては、いかにお金をかけずに福祉的なサービスを充実させるかということについては、しっかり研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（1番 佐藤さつき議員） ぜひ、健康寿命を延ばして、町民が自立して安心安全な生活が営んでいけるように、そちらのほうにもしっかりと目を配りながら、配慮が行き届いた高千穂町になれるようお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

.....
○副議長（坂本 弘明議員） ここで、1時50分まで休憩いたします。

午後1時38分休憩

.....
午後1時47分再開

○副議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 2番、板倉です。地域おこし協力隊について一般質問させていただきます。

地域おこし協力隊は、平成21年に総務省が創設した制度です。総務省のホームページには、「都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住定着を図る取組」と書かれており、要約すると移住し定住定着を図る取組とすることができます。

令和2年度の時点で全国に約5,500人の隊員が活動しており、高千穂町では現時点で5人の隊員が活動中です。また、既に退任した隊員が11人で、そのうち6人が現在も町内に定住しています。このように、本町において協力隊の制度を活用した移住定住は、一定の成果を上げています。

一方で、協力隊の制度は非常に自由度が高いため、運用の改善の余地はまだあると思います。本町としては、協力隊の制度のよりよい運用を目指し、より活発な地域協力活動による地域力の維持、強化を図るとともに、より一層の移住、定住促進に取り組むべきだと思います。

そこで、本町の協力隊の制度の運用における課題を議題としたいと思います。

まず、運用全般について。

（1）町が協力隊の制度を活用する目的についてです。

隊員の報償費や活動に要する経費などは、国からの財政措置があります。そのため、自治体によっては隊員をコストゼロの労働力とみなし、隊員を使い捨てにするという事例もあり、そうした自治体はブラック自治体と揶揄されています。そして本町においても、こうした事例が全くないとは言いきれないように思います。

本町が協力隊の制度を活用する目的は、純粋に定住定着であるべきで、それ以外が目的の運用は避けるべきだと思います。

次に、募集、採用について。

（1）募集の時期についてです。

本町が隊員を募集する際、1月ごろから募集を始め、4月に着任とするケースが多いですが、これは新年度予算案が策定されてから募集を開始するからです。しかし、応募する側からすると、移住という人生における大きな決断とその準備には、1月からの募集では時間が十分ではないと思います。最低でも半年前の10月ごろから募集をするべきだと思います。

(2) お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンの活用について。

協力隊の課題として上げられることの多いのが、受入側が希望する業務と隊員が希望する業務が一致しないというミスマッチです。こうしたミスマッチを防ぐことを目的に作られた制度が、お試し地域おこし協力隊と地域おこし協力隊インターンです。地域おこし協力隊への応募を検討している人に、お試し地域おこし協力隊は2泊3日、地域おこし協力隊インターンは2週間から3か月間、隊員と同様の地域協力活動に従事してもらい、具体的なイメージを持ってもらうという制度です。これらに必要な経費についても財政措置があるため、本町にとって財政上の負担はありません。ミスマッチを防ぐためにも、こうした取組をするべきだと思います。

(3) 隊員に期待する活動について。

協力隊の募集要項や現在の活動状況を見ると、非常に専門性の高い地域協力活動が期待されているケースや、町施設の管理人のような、ある分野の責任者に相当する業務を任されるケースもあります。しかし、先述のとおり協力隊は移住し定住定着を図る取組であるため、期待すべきは地域協力活動よりも、定住定着であるべきだと思います。

例えば新潟県出雲先町では、「地域をおこさない協力隊」と銘打って、特定の集落に寄り添って過ごすことを活動内容とした協力隊の募集をしています。本町においても、地域協力活動を過度に期待するのではなく、町内で過ごしてもらうことに重きを置くべきだと思います。また、町施設の管理などの業務は、本来は町職員が主となるべきであり、任期に限りのある隊員が主となるべきではないと思います。

(4) 退任後の提案について。

隊員を募集する際、退任後についてどのような形で定住、定着を期待するのかについての提案が不足していると感じます。例えば、高知県佐川町では、自伐型林業に取り組む隊員の採用を継続していますが、3年間の任期で技術を身につけ、退任後に自伐型林業家として独立することを提案しています。あるいは、宮崎県高原町では、事業承継に取り組む隊員を募集しており、退任後には事業を継いで独立することを提案しています。

このように、退任後の提案もセットにした上で、隊員を募集するべきだと思います。

(5) 面接試験時の交通費等の支給について。

隊員を選考する際、面接試験を実施することが常となっています。応募者は、東京などの都市地域に住んでいることが多く、面接試験の際には、はるばる本町まで足を運ぶことになります。

わずか30分程度の面接試験のために仕事を休み、交通費、宿泊費を負担し、来町することは、応募者にとって大きな負担となっています。こうした負担を軽減するために、北海道ニセコ町では面接参加者に5万円を上限に交通費を支給しています。隊員の募集等に要する経費として、1自治体当たり200万円を上限に財政措置されますが、ニセコ町はこれを交通費支給の財源としているそうです。

こうした支援のある自治体とない自治体とでは、どちらが選ばれるかは明白です。本町においても隊員の募集はしているものの、応募がないというケースも発生しています。選ばれる自治体になるために、本町においても面接参加者に交通費の支給をしてはどうかと思います。

(6) 移転に要する費用の補助について。

前項と同様の内容ですが、内定した隊員が本町に移転するには相当の費用がかかります。長野県長和町や静岡県東伊豆町などでは、内定した隊員に対し、移転の経費の一部について補助しています。本町においてもこうした補助を検討するべきだと思います。

次に、任期中についての

(1) 活動開始時のガイダンスについて。

多くの隊員は、行政特有の予算、執行のスケジュールや消耗品の買い方、起案書、復命書などの事務について知識がありません。また、会計年度任用職員として雇用されるため、職務専念義務や信用失墜行為の禁止などが求められますが、それらの知識もありません。活動する上で必要となる最低限の知識について効率的に学べるように、活動開始時に研修を実施し、丁寧に説明する必要があると思います。

また、隊員によっては、町の会計年度任用職員でありながら、ほかの団体に出向しているケースもあります。受入団体が協力隊の制度に精通していないこともあるため、出向先の団体に対しても協力隊制度について再度説明し、隊員の労働条件などを説明する必要があると思います。

(2) 話し合い、相談体制について。

隊員は、日ごとや月ごとに、活動報告をしているかと思います。しかし、そうした報告をもとに今後の活動について担当者と話し合いをしているケースもあれば、していないケースもあるようです。3年間という短い時間を有効に活用するために、進捗管理やそれを踏まえた今後の活動方針、さらには日常生活における困り事などについて、担当者や受入団体を交えた話し合いや相談の場を定期的に設けるべきだと思います。また、場合によっては、担当者や受入団体との人間関係などについての悩みを抱えることもあり得ると思います。そうした場合でも第三者に相談できる体制をつくり、早期の解決ができるようにするべきだと思います。

(3) 定住定着の準備の時間について。

本町の隊員の活動の様子を見ると、地域協力活動に精いっぱい、定住定着のための活動の時

間が十分に取れていないように思います。小林市では、就業時間内における地域協力活動と定住定着のための活動を、1年目は7対3、2年目は5対5、3年目は3対7の割合で取り組むように指導しているそうです。本町においても、勤務時間内の一定の時間を定住定着のための活動に取り組むように指導するべきだと思います。

(4) 活動費についての説明と事前相談について。

隊員の活動に要する経費については、200万円を上限に財政措置されます。しかし、一般会計の中に組み込まれ、また、担当者の予想に基づき旅費や需用費などに割り振られており、隊員からすると、自らの活動に使用できる活動費について、どの費目がどれだけ残っているのかわかりにくいものとなっています。そのため、活動開始時にガイダンスを行い、活動費の予算の内訳について丁寧に説明をするべきだと思います。そして、2年目以降については、次年度の予算策定の際、担当者は隊員に事前相談をし、活動費の予算案を策定するべきだと思います。

(5) 活動費をより使いやすくという件について。

隊員の活動費が使いづらいという問題は、全国的に見られるようです。そして、使いづらさを解消するために自治体により様々な方法が取られています。例えば、宮城県丸森町では、活動費を補助金として150万円を上限に一括して支給しています。また北海道のニセコ町では、毎月定額で2.5万円を活動費として支給しています。本町においても、活動費を使いやすい形で支給してはどうかと思います。

(6) 収益を得る活動について。

本町の隊員はパートタイムの会計年度任用職員であるため、就業時間外であれば副業が可能です。しかし、隊員の勤務時間は一般的に1日7時間、週5日間とフルタイムとほぼ変わらない状態であるため、本町においては、副業を含めた収益を得る活動は盛んには行われておりません。また、就業時間内の活動については、収益を上げてはいけないという思い込みもあります。こうした状況は、退任後に地域協力活動と関連した事業で起業を考えている隊員にとっては好ましい環境とは言えません。地域協力活動と関連した事業で起業を考えているならば、任期中に試験的な収益を得る活動に取り組み、その後の起業につなげるべきだと思います。そのため、就業時間内でも、地域協力活動と関連した内容であれば、収益を得る活動も推奨されるべきだと思います。

例えば、兵庫県朝来市では、就業時間内の活動で得た収益は受入団体に積み立てるという条件で収益を得る活動を認めているそうです。

本町においても、地域協力活動と関連した内容については、就業時間内でも収益を得る活動ができる体制づくりをするべきだと思います。

(7) 任用形態について。

隊員の任用形態は2種類あります。会計年度任用職員として自治体が雇用するケースと、自治

体は雇用せず、隊員を個人事業主として地域協力活動を委託するというケースです。本町の場合、全員が会計年度任用職員として雇用されており、そのために行政職員と同様の仕事の進め方が求められがちです。行政の仕事はよくも悪くも、お堅く、慎重で、執行するまで時間がかかります。この仕事のやり方は、基本的に終身雇用の正職員には向いているかもしれません。一方、隊員の任期は最長で3年間と決して長くはありません。隊員に求めるべきは、よそ者の柔軟な発想を軽いフットワークで即実行するような働き方だと思います。

会計年度任用職員という立場が活動の足かせになる事例も耳にするため、例えば1年目は会計年度任用職員として地域や活動に慣れてもらい、2年目以降は隊員との協議の上、会計年度任用職員として活動を続けるのか、個人事業主として活動をするのか、選択できるようにするなど、柔軟な任用形態を検討すべきだと思います。

次に、退任後についての

(1) 退任後の再雇用について。

任期中の地域協力活動が、退任後の仕事となれば理想的です。しかし、公共性の高い活動内容の場合、その内容で起業することは難しいと思います。

一方で、総務省の調査結果によると、退任後に定住した人のうち12.3%が集落支援員など行政関係に就業しているそうです。集落支援員や移住コーディネーター、定住支援員などについては、国からの財政措置があることなど、協力隊と類似している点も多くある制度です。隊員の退任後の選択肢として、集落支援員、移住コーディネーター、定住支援員などの行政関係の職に就業できる仕組みづくりをしてはどうかと思います。

以上を踏まえ、以下、お伺いします。

1点目、本町が協力隊の制度を活用する目的は何でしょうか。

2点目、隊員の募集をより早い時期から始めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、ミスマッチを防ぐため、お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンの制度を活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、地域協力活動を過度に期待するのではなく、まずは町内で過ごしてもらうことに重きを置くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

5点目、町施設の管理などの業務は、本来は町職員が主となるべきであり、隊員が主となるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

6点目、退任後の提案もセットにした上で、隊員を募集すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

7点目、協力隊の面接試験参加者に交通費の支給をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

8点目、内定者に対し、移転の経費の補助をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

9点目、隊員に対し、また場合によっては受入団体に対し、活動開始時に研修を実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

10点目、担当者や受入団体との話し合い、相談の場を定期的に設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

11点目、上記とは別に、第三者に相談できる体制も必要と思いますが、いかがでしょうか。

12点目、勤務時間内の一定の時間を、定住、定着のための活動に取り組むように指導するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

13点目、活動費の予算について担当者は隊員に対し丁寧に説明と相談をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

14点目、活動費を補助金としたり、定額で支給するなど、隊員が使いやすい形で支給してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

15点目、地域協力活動と関連した内容については、一定の条件のもと、就業時間内でも収益を得る活動ができる体制づくりをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

16点目、会計年度任用職員として活動をするのか、個人事業主として活動をするのか、選択できるようにするなど、柔軟な任用形態を検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

17点目、退任後の選択肢の一つとして、集落支援員、移住コーディネーター、定住支援員などの行政関係の職に就業できる仕組みづくりをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お願いします。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉哲男議員の地域おこし協力隊についての御質問にお答えをいたします。

御質問の要旨の冒頭にありましたように、協力隊の制度は、自由度が高いため運用方法に検討の余地はありますが、それゆえ、その成果をどのように評価すればよいのかということがなかなか難しいところでもあると思います。

御質問が多岐にわたりますので、項目ごとにお答えする中に考え方も含めてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の本町が協力隊の制度を活用する目的についてですが、協力隊の活動経費に国の財政措置があるということは、この制度を活用する1つの大きな契機になり得ることではあります。その上で、定住定着を目的に、さらには本町の活性化に様々な分野で力を発揮していただくことを目的に地域おこし協力隊の制度を活用してまいりたいと思います。

次に2番目の隊員の募集時期についてですが、これは議員おっしゃるとおり、活用すべき任務、

事業が決まれば募集は少しでも早いほうがよいとは考えておりますが、現実として新しい事業等を形づくるのは予算編成時期になりますことから、どうしても募集はその事業がかなり具体化した後になります。できるだけ早い募集については、今後配慮していきたいと考えております。

次に、3番目のお試しやインターンの制度の活用につきましては、募集の時期の御質問にも関連いたしますが、この制度を活用する時間的な余裕があるようなケースがあれば検討したいと考えております。

次に、4番目の町内で過ごしてもらうことに重きを置くべきではという御質問ですが、考え方は様々だとは思いますが、本町では任務を定めて募集をしております。その任務の遂行方法については、隊員の裁量にある程度は任せたいと思っておりますが、一定の成果は求めたいと考えております。

次に、5番目の町施設の管理業務を任せることについてですが、施設の管理業務だけであれば議員がおっしゃるとおり町職員あるいは指定管理者等が適しているとは思いますが、現在では、その施設を活用しての任務を同時にお願いをしているわけですので、御理解いただきたいと思っております。

次に、6番目の退任後の提案もセットにした上での募集をすべきとの御提案であります。町としましても退任後も定住していただくことが最良でありますので、募集の任務によってはその提案ができるような検討をしたいと考えております。

次に、7番目の面接試験時の交通費の支給についてでございますが、現状では職員採用試験等と同様の考え方ではありますが、御質問にあるように都市部からの応募を前提としており、負担が大きい場合が多くございますので、これはコロナ感染症の関係で既に実績がございますが、今後はウェブ面接などを取り入れながら、できるだけ負担をかけないようにしたいと考えております。

また、8番目の内定者に対しての移転経費の補助につきましても、現在も着任後の家賃補助などは行っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、9番目の活動開始時の研修実施につきましては、活動開始時には会計年度任用職員としての勤務条件や予算についての説明を行っているところです。また、受入団体に対しては、必要に応じて派遣、受入れに関しての覚書を交わすなどして対応しております。

次に、10番目の担当者や受入団体との相談の場を定期的に設けることについては、確かに隊員ごとに、そして勤務場所や状況によって、そういった機会に差があるかもしれませんので、できるだけそういう機会をつくるよう努めてまいります。

また、11番目の第三者に相談できる体制づくりにつきましては、第三者としてどういう方が適しているのかを含め、どういう体制がよいのか、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、12番目の勤務時間内に定住のための活動をするように指導することについてですが、現状では会計年度任用職員として雇用していることから、勤務時間は勤務時間として勤めていただくことが大前提であります。その中で、協力隊としての任務をステップとして退任後の定住定着につなげていただきたいとも考えておりますので、業務自体が自然とその後の準備につながるように活動をしていただくことも大切なことではないかと考えております。

次に、13番目の活動費予算についての説明については、9番目の質問でもお答えいたしました。着任時に説明を行い、その中で協力隊として必要な研修の受講などについては、ある程度柔軟に対応しているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、14番目の活動費の支給方法については、後の16番目の質問とも関連すると思っておりますが、会計年度任用職員として雇用しておりますので、制約はございますが、その中でできるだけ隊員の意向に沿うように柔軟な対応はしてまいりたいと思っております。

次に、15番目の業務に関連した内容については、就業時間内でも収益活動ができる体制づくりの御提案ですが、繰り返しになりますが、会計年度任用職員である限り、勤務時間内に個人の収益を上げることはできないと考えております。例も挙げていただいておりますが、任務を自分のスキルアップにつなげるような活動をしていただきながら、状況によっては報酬を得る場合もあり得ますが、その都度対応してまいりたいと思っております。

次に、16番目の任用形態の選択ができるようにすべきとの御提案であります。この提案、御質問が今回の御質問の全体の考え方に関わってくるのではないかと考えております。今までお答えしたように会計年度任用職員である限りは、やはり会計年度任用職員としての制限を受けるのは仕方がないことでもあります。また、一つには、雇用という形を取ることで、社会保険等ある程度身分を保障することにもなっていると思っております。

確かに、これが個人事業主として活動することになれば自由度は相当に上がることになると思っております。実際にそういった活用をしている自治体もあると思っておりますが、現在の本町の考え方からすると、その任務をどう設定し、その達成度、成果をどう評価するのかということはかなり難しいと思っております。この制度活用を純粹に定着定住の目的であるとしたときには、今後は移住施策との整合性、公平性の問題が出てくるのではないかと考えております。

これにつきましては、今後、個人事業主として任用されている自治体の目的やその成果も伺いながらの検討事項とさせていただきたいと思っております。

最後に、17番目の退任後の行政関係の職に就業できる仕組みづくりについての御提案ですが、これは、隊員としての任務によっては自然とそういう提案にもなってくることも考えられます。これについて、おっしゃるとおり制度としては類似している制度もありますので、安易に移行することなくその都度、隊員の希望も聞きながら対応させていただきたいと考えています。

以上、地域おこし協力隊についての御質問にお答えしました。現在、この地域おこし協力隊のほかにも地域おこし企業人の制度も活用しておりますが、今後もこれらの制度を財政措置を目的に安易に頼ることなく、必要な任務を適切な人材に遂行していただくべく活用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） では、再質問をしていきたいと思えます。

まず、1点目の高千穂町が協力隊の制度を活用する目的について再質問をしたいと思えます。いただいた答弁を要約しますと、定住定着と本町の活性化の2つの目的があるという答弁だったのかなと思えます。そして、本町の活性化というのは、いわゆる協力隊の地域協力活動のことを指しているのだと思えます。つまりその目的は定住定着と地域協力活動の2つということで答弁されたということで理解させていただきました。

もし私のこの解釈が間違いでなければ、ぜひお伝えしたいのは、手段と目的を考えないといけないということです。もう一度最初の総務省が地域おこし協力隊について説明している文章を見ていただきたいと思います。そこには、地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組ということで書かれています。つまり、地域協力活動はあくまで手段であって、定住定着を図ることが目的ということだと思えます。答弁の後のほうで、協力隊の待遇をよくするといえますか、そうしたことになるれば、一般の移住者との公平性の問題が出てくるんじゃないかというような意味合いの答弁もありましたけども、協力隊と一般の移住者の違いというのは明らかでして、地域協力活動をするかしないかという点になります。地域協力活動をするから国もお金を出すということになっています。ここで町長にお伺いしたいと思えますけれども、今、再度説明したとおり、地域協力活動による地域の活性化という手段を使って、あくまでも定住定着を図ることが地域おこし協力隊の目的だと思えます。高千穂町においても、協力隊の制度を活用する目的は、その定住定着であるべきと思えますが、町長のお考えを再度お伺いしたいと思えます。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに最終的なところで定住定着につながればというふうには思えますけれども、やはり、高千穂町での活動を通じて、自分がここで後々まで定着定住できるか、そのための仕事だったり、いろんな地域との相性といったものもあると思えますので、こういったところについては、協力隊活動を行いながら、その中で選ばれる町として、しっかりとした仕事をやっていただく、やりがいを持っていただける仕事がいかにできるかということだと思えます。その中で、本町は募集

するに当たって、こういった仕事をやっていただきたいということは明確に示した中で、面接等でこの人ならということを採用させていただいているわけでありますので、定住定着というのが第一ということ、レベルは変わらないかもしれませんが、そこは、高千穂町で活動していただいた後にそういう町として選ばれるかどうかということであろうかというふうに認識しています。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 町長がおっしゃるのも、やはり最終的には定住定着に行けば一番いいという理解をいただいているものと受けとめさせていただきました。もちろん私もその立場ですので、ぜひ、その認識を広めていただければと思います。

次に、2番目の募集時期について再質問をしたいと思います。

まず、いただいた答弁なんですけれども、新しい事業等を形づくるのは、予算編成時期になるので、募集は事業が具体化した後になるという答弁でした。この答弁でわかることは、高千穂町は、高千穂町の都合で協力隊を募集しているということです。高千穂町として、例えば農家民泊を推進したいという思いがあって、ただ役場だけでは人が足りない。だから協力隊に来てもらおうということだったり、ユネスコエコパークを活用したまちの活性化をしたい。とはいえ役場だけでは人が足りないので、協力隊に来てもらおうというように、高千穂町がしたいことがあって、それをしてくれる協力隊がほしいという発想で募集しているのかなと思います。つまり、役場の事業ありきなもので、事業が具体化してから、予算がついてから募集することになるので、募集の時期が遅くなるということかなと思います。ですので、高千穂町が募集しているのは、あえて皮肉を込めて言えば、地域おこし協力隊ではなくて、高千穂町役場おこし協力隊を募集していると言ってもいいのかなと思います。ただ、地域おこし協力隊の本来のあるべき姿を考えると、今の高千穂町のやり方は少し違うのかなというふうに感じています。

百聞は一見にしかずですので、事例を見ていただきながら説明したいと思います。今回も配付の資料をしていますので、資料のほうを御覧ください。1枚目に、小林市の地域おこし協力隊の募集要項と書いてある資料を見ていただきたいんですが、少し古い資料になるんですが、私が言いたいことは伝わりますので、この資料を使って説明したいと思います。その1枚目の下のほうに基本的活動ということで、1番目から5番目、こういう活動をしてくれる人を募集しますということで、非常に幅広い分野で書かれています。なお、その2枚目の先ほど言った基本的活動の1、2、3、4、5があった、その下、米印があるんですが、そこを読みますと、隊員それぞれの知識や経験を生かせるよう相談しながら決定しますということが書かれています。

つまり、小林市がここで募集している協力隊というのは、小林市の行政の事業とは関係なく、

まず隊員ありきで、あなただったらどういう活動ができますかとか、あなただったらどういう活動をしたいですかと、隊員に対してそういった問いかけをしているということになります。ですので、行政の事業と関係ないので、募集時期も自由にできるということで、資料の下にページを打っていますが、4ページ目、事由という項目がありまして、申込み、受付時期とありますが、それを見ていただくと、こちらでは8月に募集をしているということです。つまり行政の事業と全く関係なく、隊員に合わせた募集をしているので、こうした8月に募集ができるということになります。

私は、協力隊の募集というのは、やはり協力隊に合わせたものであるべきだと思っています。行政の事業に合わせるのではなく、その人に合わせた募集をするべきだと思っています。ここで、町長に再度お伺いしたいと思いますけれども、今説明したとおり、行政の事業に合わせた募集ではなく、隊員に合わせた募集をすれば、予算策定期間と関係ない早い段階から募集をできると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに、これはいい事例かなというふうに思いますけれども、高千穂町の場合、高千穂町の今までの事例からいきますと、やはり、ただ働き手を募集するということではなくて、こういうことで募集をしていますということについて反応いただき、もちろん内容を理解していただいた上で応募していただいているというふうに思いますので、まったく自分の予想もしていなかった仕事をやらなければならないということはないというふうに認識をしております。そういったところでマッチングはできているというふうに思っております。

こちらの場合は、あなただったら何ができるんですかといったことを、高千穂町にはない視点でありますので、全体的な今日の答弁の中でお答えをしておりますけれども、様々に今後、募集段階から見直すようなことも考えなければならないのかなというふうに考えておりますので、今後に生かせるいい事例をいただいたというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） ぜひ、こうした町の事業と関係のない募集についても、前向きに検討いただければと思います。そうすれば、早い時期の募集もできますので、その3番目に質問しましたお試しの制度ですとか、インターンの制度も活用できるのかなと思いますので、ぜひ、そうした早い段階の募集、そしてお試し、インターンなどの活用についても前向きに検討いただければと思います。

次に、4つ目の地域協力活動よりも町内で過ごすことに重きを置くべきという点についての再

質問をしたいと思います。いただいた答弁は、高千穂町では、任務を定めて募集しているので、一定の成果は求めたいという答弁でした。つまり高千穂町は、協力隊に対して一定の地域協力活動の成果を求めたいという答弁なんですが、では、逆にといいますか、お伺いさせていただくと、総務省が高千穂町に地域おこし協力隊の制度を活用してどういった成果を求めているのかという視点で考えたことがあるでしょうか。これ、答えは簡単で、繰り返しになりますけれども、やはり定住定着だと思います。だからこそ総務省は、平成27年に新潟県十日町市に対して協力隊の制度を非常に上手に活用して、多くの定住定着に成功しているということで、その平成27年のふるさとづくり大賞を授与しています。

こちらにも資料がありますので、そちらの資料を見ていただきたいと思いますが、まずその資料のページを打っている5ページのところに、十日町市の地域おこし協力隊のホームページをコピーしたものになるんですが、その説明しているところの2行目の後ろのほう、見ますと、これまでに70名の地域おこし協力隊が里山地域を舞台に活躍し、退任後約7割の隊員が市内に定住しているということで、非常に隊員の人数も多いですし、その後の退任後の定住率7割という数字もすごく高い数字になっています。70名の7割なので、およそ50人ぐらいが地域おこし協力隊を経て定住しているということになると思います。

そしてその次の6枚目からふるさとづくり大賞の資料になりますが、具体的にその十日町市、どのような運用をしていたのかということが資料の7ページの下の方に書いております。7ページの下の方、少し読みますと、

新潟県の十日町市は全国に先がけ地域おこし協力隊を導入、行政として命題を与えるテーマ型での配置をあえて行わず、外部目線で見つめ、地区住民に寄り添い、地区内で様々な活動を支援する地域密着型協力隊を配置することで、協力隊の活動が地区を刺激し、住民は多くの気づきを得る。その結果、協力隊が地区との信頼関係が築き上げられ、任期終了後の定住につながっている。

ということで書かれています。

これを見ていただいてわかるとおり、協力隊をどのように運用するのかという問いに対する答えがもうここに書いてあると思っていいのかなというふうに思っています。その協力隊に求めるものとして、この十日町市のように、目先の地域協力活動の成果を求めるよりも、地域密着で、高千穂町で過ごしてもらおうということ、そして、来たときよりも高千穂町のことを好きになってもらうということを期待するべきだと思います。町長に再度お伺いしますが、私は、先ほど説明したとおり、この十日町市のテーマ型ではない密着型の運用のほうがいいんじゃないかと考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

高千穂町では、任務を定めて募集をしている形態であります。そのようにやっている理由としては、やはり募集する意味というところで、確かに定住定着を目的とすれば、任務は定めないということでも成り立つのかなというふうには思いますけれども、やはり明確な目標なしに高千穂町に来てもらえるだろうかといった、そういった不安というのももちろんあって、こういった任務をしていただくという明確な目的があったほうが、地域おこし協力隊を募集し、協力隊の皆さんに何をしたらいいんだろうかというようなことを考えることなくスムーズに着任していただけるのではないかと考えているところから、任務を定めさせていただいておりますけれども、このような形でも、隊員からして、ほったらかしだというふうに思われないような形で任用ができるのであれば、試しにまずやってみるということもあり得るのかなというふうに認識したところで

す。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） こちらの十日町市の事例については、受入人数ですとか、定住率についても、高千穂町よりはるかに高い数字を出していますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、5点目の協力隊に町施設の管理業務を任しているということについてです。いただいた答弁を要約しますと、管理だけではなくて、そこを拠点とした地域協力活動をしているので、御理解くださいという答弁だったんですけれども、であれば、なおさら、本当の管理については、町職員や答弁にもありましたけども、指定管理者が主となり、協力隊には、管理ではなく、そこを拠点とした活動のみを期待するほうが活動はしやすいのかなと思いました。やはり管理という役割を与えられると、どうしても、その隊員を物理的にその施設に縛りつけてしまうということになってしまいます。そうすると、例えばその施設を使ってイベントを企画しようというときに、施設を出て、いろんな人と打ち合わせをするというようなこともなかなかやりやすくなるということもありますし、またあとで再質問しますけれども、定住定着をさらには起業準備といったことにも隊員は取り組むべきと考えておりますけれども、その施設の管理ということに縛られてしまって、そうした活動ができないということも考えられます。町長に再度お伺いしたいと思いますけれども、あくまで町施設の管理の部分については、町職員、あるいは指定管理者が主となり、そこにプラスアルファで協力隊が関わることで、その施設の利活用促進などに取り組むほうがいいのかなと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 答弁でお答えしたとおり、管理だけじゃなくて、そこでの施設の有効

利活用、また情報発信等を行っていただくということで、任務に当たっていただいていると認識しております。おっしゃる内容もわからないこともないんですけども、どうしても活動しづらいということであれば、管理の部分については、別で雇用するというとも考えられるのかなというふうに思いますけれども、そこは、現在着任している隊員等とも相談の上、協議したいというふうに思います。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） ぜひ、本当に隊員が活動しにくくは元も子もありませんので、隊員との協議の上で、ぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、6点目の退任後の提案もセットにした上で募集するべきではという点についてですけども、こちらについても、答弁でも検討しますということですので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

その次、7点目、8点目です。その面接試験者への交通費の支給ですとか、内定した隊員に対する移転の経費の補助についても、答弁としては検討しますということでした。最初の質問の際に、1自治体当たり200万円を上限に募集にかかる経費については財政措置があるという説明はしたんですけども、企画観光課にお願いして、その上限200万円を今までどのような使い方をしたのかということ調べてもらって、今手元に私だけが資料を持っているんですが、それを見ると、多い年で12万円とか、少ない年では全くゼロとか、そういった年もあります。ですので、協力隊の募集にかかる経費上限200万円というのを、現状まだ使っていませんので、ぜひ、さっき言ったような面接試験者の交通費の支給ですとか、移転にかかる経費の補助についても検討いただければというふうに思います。

そして、再質問としましては、9番目の活動開始時の研修について質問したいと思います。答弁は、会計年度任用職員として勤務条件、予算についての説明を行っているという答弁でした。私、この質問をするに当たって、現役の隊員であったり退任した隊員に対していろいろ話を聞きながら質問をつくっていったんですが、その話を聞く限りでは、そうしたきちんとした説明もなのまま職場に送り込まれるという声が多かったのでこういった質問をしたんですが、ただ答弁としては、勤務条件や予算については説明をしているということだったことを考えますと、役場としては説明しているつもりなんだけれども、今以上の丁寧な説明をしないとなかなか隊員には伝わらないのかなということを感じましたので、これから、今後受け入れる各課長には、今以上の丁寧な説明をお願いしたいと思います。

そして、答弁では特に触れていませんでしたけども、活動する上で必要になる必要最低限の事務手続、例えば消耗品の買い方ですとか、起案書、復命書の書き方といった必要最低限の事務手

続についてもやはりきちんと指導するべきだと思います。やはり説明しているのかもしれませんが、やはり人間、1回の説明を聞いただけで全てを理解するというのはなかなか難しいと思いますので、いざ1人でやるとなった段階でまたわからなくなって、再度担当職員に質問するとかということになると思うんですが、そうすると担当職員の時間も取ってしまうことになってしまいます。ですので、そうした事務手続についてのマニュアル、本当に知識がなくてもそれさえ読めばそうした手続ができるようなマニュアルを作って、それさえ見ればわかるというような体制をつくるべきだと思っております。この件については、具体的な内容になるのかなと思うので、企画観光課長にお伺いしたいと思っておりますけれども、先ほど今私が説明したとおり、活動する上で必要最低限の事務手続についてのマニュアルを作成するべきだと思いますが、課長の考えとしてそうした考えがあるのかどうか、あるいは今後検討する考えがあるのかどうかお答えください。

○副議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 確かに予算について一定の説明はしているということではありますけれども、採用する課によっても多少違うかもしれませんが、その活動費そのものをどういったふうに予算として組んでいるかと、そういったあたりの説明は確かに足りないところもあるのかなというふうにも思いますので、マニュアル等をつくることを含めて、そういった話とか、説明の場をしっかりと設けることについては前向きに考えたいと思っております。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） ぜひ前向きに検討していただければと思います。

もう1点、役場からほかの団体に出向するケースについて、答弁では、必要に応じて覚書を交わすなどをしているという答弁でした。そういう答弁でしたが、こうした覚書については、必要に応じてではなく、必須にするべきなのかなと思います。そうすることで隊員の労働条件ですとか活動内容を明確にできると思います。これについても、具体的な事務のところになるので、企画観光課長にお伺いしたいと思っておりますが、今言ったような出向のケースの場合、労働条件ですとか、活動内容を明確にする覚書は、必要に応じてではなく必須にするべきと思いますが、課長の考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 確かにおっしゃるとおり、現在、企画観光課においては、その一滴の会と覚書を交わしておりますけれども、これも実際には、なかなか一滴の会の活動と地域おこし協力隊としての活動の区別がしにくいところから、そのあたりを文書にしたわけでありまして、今後もそういったほかの団体に出向というようなことを考えられるかと思っておりますので、そのあたりはひな形をつくって、今後そういうふうになりたいと考えます。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） ぜひ検討をお願いします。

次に、10番目の担当者や受入団体との話し合いですとか、第三者への相談体制についてもぜひ検討しますという答弁いただいていますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、12番目の勤務時間内に定住のための活動するように指導することについて、もう少し具体的な事例で再質問したいと思います。

例えば、退任後に起業を考えている隊員がいたとして、起業するに当たって、当然金融機関から融資を受けたいということですか、そういうことがあると思います。そうしたときに、当然金融機関と打ち合わせをするということだったり、融資を受けるための事業計画書の作成も必要になるんですが、こうした打合せですとか、事業計画書の作成などを協力隊の勤務時間内にすべきだと考えています。小林市の事例を紹介しましたが、実際に小林市では、朝市役所に出勤して、その後今日はそういう金融機関との打合せをしますですとか、その事業計画書の作成をしますということでまた市役所を離れて、また夕方には市役所に戻るというようなことを、そういうような動きをしているそうです。やはり高千穂町においても、勤務時間内にそうした定住のため、あるいは起業のための活動をするべきだと考えておりますけれども、こちらについては、町長にお伺いしたいと思います。今言ったような勤務時間内における定住のための活動、あるいは起業の準備の活動をもっと町として奨励するべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに、そのような取組が必要かなと思います。活動を通しまして、3年目あたりで、高千穂町でぜひ事業を起こしたい、起業したいというふうにお考えいただくのであれば、そのような時間については認めるということも柔軟に対応する必要はあるかなと思いますし、そういう対応は可能なんじゃないかなというように思っております。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 実際に、小林市で非常にわかりやすい事例といたしますか、その時間配分、地域協力活動と定住、起業の準備の時間配分について、1年目は7対3、2年目は5対5、3年目は3対7というような目安を示しているケースもありますので、そのように高千穂町の協力隊についても、こういう時間配分で定住のため、起業のための活動をしてくださいというような指導をぜひ今後していただきたいというふうに思います。

次に、14番目の活動費の支給方法についての再質問をしたいと思います。答弁では、できるだけ隊員の意向に沿うような柔軟な対応をしていきたいという答弁をいただきました。ぜひ、現

状態維持ではなく、隊員が使いやすい形の支給方法を検討していただければというふうに思います。最初の私の質問でもお伝えしましたが、全国に様々な事例があるかと思えます。ぜひ、こうしたところ、やはり企画観光課が中心になるのかなと思えますけれども、私が説明、紹介したような丸森町ですとかニセコ町など研究していただいて、その中で、高千穂町の場合だったらこういう形での支給ができるのかなというところをぜひ検討していただいて、ぜひ、その現役の協力隊員を交えた形で、どういう支給方法がいいのかということもぜひ検討していただきたいと思えます。

企画観光課長にお尋ねしますが、ぜひ、本当に活動費については、非常に使いづらいという現状があるかと思えます。また全国では、それを解消する事例もありますので、高千穂町の地域おこし協力隊の活動費の支給方法を使いやすい形に変えていただきたいと思えますが、企画観光課長のお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これにつきましては、1つには、何度も答弁の中にもありましたように、会計年度任用職員で雇用しているという部分があるかと思えます。会計年度任用職員で雇用するということになったのは、この会計年度任用職員の制度ができました昨年度からでありまして、その以前には、この小林のここにもありますけれども、非常勤特別職として雇用するという場合もあったようでありまして、非常勤の特別職であれば、ある程度そのあたりが町職員としての規制を受けない部分もありますので、ある程度柔軟に対応できる部分もあったのかなというふうに思いますが、どうしても会計年度任用職員ということになれば、予算の中でいろんな対応するというところに、予算の中でというか旅費とか、負担金であるとか、そういった形で組むということになりますけれども、その中でも、いろいろと必要な部分については、今後も柔軟に対応をしていければというふうに考えておりまして、今後の検討課題ということでさせていただきたいと思えます。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） ぜひ、検討していただきたいと思えます。

次に、15番目の収益活動ができる体制づくりについての再質問をしたいと思えます。

答弁で、会計年度任用職員なので勤務時間内に個人の収益を上げることはできないということだったんですが、これはもちろん本当にそのとおりです。ただ、私が言いたいのは、個人の収益としないという条件のもと、収益を得る活動を認めてはどうかということをお願いしたいわけですが。例として挙げさせてもらった朝来市では、隊員個人の収益ではなく、受入団体の収益とすることで収益活動を認めております。さらに言えば、高千穂町でも養魚場がありますけれども、当然その養魚場の魚が売れたからといってその職員の懐にお金が入るわけでもありません。町にお金

が入るわけなんです、協力隊もそういう形で、例えば高千穂町の収入となるという条件のもと、収益を得る活動を認めてはどうかという考えを持っております。これについては町長にお尋ねしたいと思いますが、私の考えとしては、今言ったように、個人の収入とならないという条件で収益を得る活動を認めてはどうかと考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

今の御説明にあったとおり、個人の収益ではなく、団体の収益を上げるということについてであれば、私はどんどんやっていただいて構わないんじゃないかなというふうに認識しております。以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 非常に前向きな答弁いただいてうれしく思います。

次に、16番目の任用形態の選択ができるようにという件について再質問をしたいと思います。答弁でもあったんですが、会計年度任用職員のメリットとして、社会保険などがあるということだったんですが、結局隊員の任期、最長3年で退任すれば社会保険も何もなくなりますので、あまり社会保険にはメリットはないのかなと考えております。その最終的な答弁として、個人事業主として任用することについては検討課題としますということだったんですけれども、重要なのは、これを検討するのは、役場ではなく、やはり隊員自身が検討するべきなのかなと思っております。そして、町としてはもしも隊員の方が、自分はやはり会計年度任用職員ではなく、個人事業主として活動したいという希望をしたら、それに対応する体制づくりをするということが町の役割なのかなというふうに考えております。具体的には、私が提案しましたように、1年目は会計年度任用職員として活動して、2年目以降にどうするかを考えるということが現実的なのかなというふうに考えております。

町長にお伺いしたいと思いますけれども、もちろん会計年度任用職員、個人事業主、どちらも一長一短ありますけれども、やはり隊員自身がどういった形態で活動するのかを決めるのがいいのかなと思っております。町としてその体制づくりをするべきと考えますがいかがでしょうか。

○副議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね、御提案の中には、会計年度任用職員から2年目、3年目で形態を変えてもということであるというふうに認識しましたけれども、募集段階からどのような形での協力隊としての活動をどのような形でやるのか希望されるかというところも把握をしながら募集につなげていきたいと思っておりますけれども、既に着任をいただいている協力隊との整合性というところもあろうかと思っておりますし、そこをしっかりと、既に着任いただいている協力隊の理解も得るということも大事な事かなというふうに思います。こういった目的で、こうい

ったことに縛られない形で任用した隊員だよということは、共通認識として持つ必要があるなどというふうに思います。また、予算計上の仕方、採用の仕方についても、新たな形で取り組むということになれば、議会の議員の皆様方の御理解も得ながら、こういった形で柔軟性のあるお金の使い方ができるような予算を組ませていただきましたということについても、承認を得るということも大切なことだというふうに思いますし、それがなければ、会計年度任用職員なんだからこれはちょっと難しいんじゃないかというようなことでなる場合もあるかなと思いますので、それが共通認識の中で、既に協力隊として着任いただいている隊員、そして新たに募集する隊員、その中で、整合性をしっかり取りながら、新たなことにもチャレンジするというのも、柔軟性を持って考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員、時間が参りましたけれども、最後にまとめとして、お願いいたします。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 17番目の退任後の行政関係の職に就業できる仕組みづくりについてなんですけれども、今の現役隊員の顔を思い浮かべると、残りの任期が本当に1年ちょっとというような隊員もいますので、ぜひこのあたりも具体的に検討いただければと思います。

本日は、いろいろな点について質問ですとか、提言しましたけれども、逆に言えば、この地域おこし協力隊の制度はまだまだ改善の余地がありますし、つまりまだまだ伸びしろがあると言っていると思っております。本町、まだまだ退任してから定住している人数少ないですけれども、改善に改善を重ねて、ふるさとづくり大賞を受賞した十日町市のように、50人とか、そういう人が協力隊出身で定住したというような将来がぜひ来るように、改革をしていっていただきたいというふうに思います。

この令和3年度が後から振り返ったときに、その協力隊運用の改革の年であったというふうになるよう期待して、一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時51分散会
